



アメリカにおける政策評価制度、租税特別措置等の効果検証等に関する調査研究報告書

目次

1.本調査の背景・目的と実施概要	P.3
2.政策評価制度・税制改正の流れ	P.14
3.個別租特の効果検証事例	P.58
4.本調査で得られた示唆	P.88

1. 本調査の背景・目的と実施概要

本調査では、アメリカにおける租税特別措置等*分野でのEBPM推進に関して、政策評価制度、効果検証体制、税制改正の流れや、個別租特の効果検証事例等を把握した

本調査の背景と目的

* 租税特別措置等とは、本邦の国税における 租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等を指す。以下「租税特別措置等」又は「租特」という。また、本調査対象国であるアメリカにおいては「租税支出（Tax Expenditure）」と呼ばれているが、本報告書では、便宜上、アメリカの租税支出についても「租税特別措置等」又は「租特」という表現に統一している

背景

- 租税特別措置等の分野におけるEBPMを推進する観点から、令和4年度に、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オランダを対象に、公表されている各種報告書から諸外国における租税特別措置等の効果検証の状況を調査
- 令和5年度に、オランダ、ドイツ、イギリス、スウェーデン、フランスの政府機関や評価実施者に対して、効果検証を実施するに当たって工夫した点や制度として組み込むに当たっての留意点についてヒアリング調査等を実施し、それを踏まえて我が国への示唆を整理
- さらに我が国の今後の租特の改善のための示唆を得るために、アメリカの租特に関する効果検証等について把握する必要があった

目的

- 本調査では、今後、我が国において租税特別措置等の効果検証を行う際の参考とするため、アメリカの政府機関や研究者に対して、政策評価体系や効果検証体制、データ整備の状況、税制改正の流れ、個別租特の効果検証事例等についてヒアリング調査等を実施し、それを踏まえて我が国への示唆を整理した

本調査では、アメリカにおける「①政策評価制度・税制改正の流れ」「②個別租特の効果検証事例」について文献調査・ヒアリング調査によって把握し、我が国への示唆を整理した

本調査の実施概要

第2章（本資料：P.14～57）

- ① 政策評価制度・税制改正の流れ
（政策評価）
- 政策立案・政策評価制度
 - 租特効果検証の指針・課題
 - 効果検証体制、職員育成
 - 統計データの整備状況
 - 効果検証結果データベースの整備状況
- （税制）
- 税制改正の流れ
 - 租税特別措置の基礎情報

➡ 政策評価制度・税制改正の流れの概要、
日本との差異等を整理

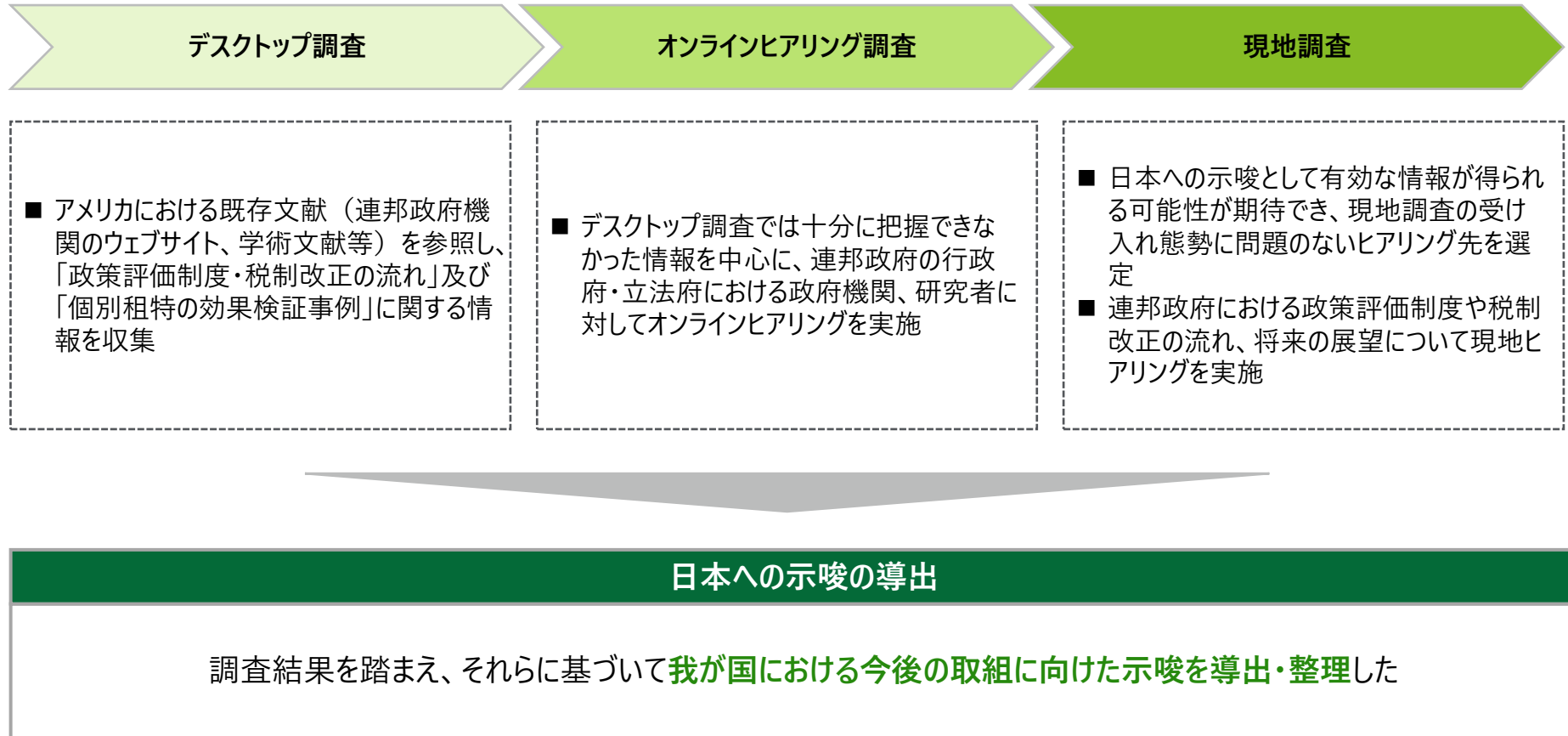
第3章（本資料：P.58～87）

- ② 個別租特の効果検証事例
（制度・体制）
- 政策全体のパッケージ
 - 効果検証スキーム
（リサーチデザイン）
 - 効果測定指標・論理のつながり
 - 処置群・対照群の識別
 - 効果検証手法
 - 租税特別措置等のみの効果
（効果検証）
 - 実施内容、工夫・課題
 - 定性分析との組み合わせ
 - 分析の質の担保
（結果活用）
 - 効果検証結果の活用状況

➡ 効果検証事例の評価方法、結果、工夫、
課題等を整理

本調査では、デスクトップ調査とオンラインヒアリングで事前調査を実施し、更なる深堀調査として選定した調査先に対して現地調査を実施した

本調査の実施概要



本調査では、以下に記載の組織・研究者に対してヒアリング調査を実施した

ヒアリング対象（1/3）

組織・研究者名	分類	役割	ヒアリング 方法
OMB（Office of Management and Budget）	行政府		
予算教書部門（Budget Review Division）		予算関連データの集約や資料の取りまとめと大統領予算案の策定援助	現地
統計・科学政策チーム（Statistical and Science Policy team）		統計制度の取りまとめ	オンライン
OIRA（Office of Information and Regulatory Affairs）		情報収集の監督・統計制度の取りまとめ	オンライン
IRS（Internal Revenue Service）	行政府		
RAAS（Research, Applied Analytics, & Statistics）		調査・研究・分析を所管するIRS内の部局	現地
SOI（Statistics of Income）		税務データの整理と管理を行うIRS RAAS内の部署	

本調査では、以下に記載の組織・研究者に対してヒアリング調査を実施した

ヒアリング対象（2/3）

組織・研究者名	分類	役割	ヒアリング方法
教育省（Department of Education）	行政府		
OPEPD（Office of Planning, Evaluation and Policy Development）		省内EBPMの推進を所管する、教育省の部局	オンライン
IES（Institute of Education Sciences）	行政府	教育関連の統計、調査、評価、What Works Clearinghouse（WWC）を所管する、教育省の独立機関	現地
労働省（Department of Labor）	行政府		
OASP（Office of the Assistant Secretary for Policy）		省内EBPMの推進を所管する、労働省の部局	オンライン
主席評価官室（Chief Evaluation Office）		各府省に置かれている主席評価官室のうち、労働省の評価活動を統括する、労働省OASPの部署	
センサス局（Census Bureau）	行政府	国勢調査の執行や人口データの整理と管理を所管する、商務省（Department of Commerce）の独立した機関	書面回答
GAO（Government Accountability Office）	立法府	業績評価の実施と議会への情報提供を行う独立した機関	オンライン

本調査では、以下に記載の組織・研究者に対してヒアリング調査を実施した

ヒアリング対象（3/3）

組織・研究者名	分類	役割	ヒアリング方法
JCT（Joint Committee on Taxation）	立法府	税に関する分析・推計を行う独立した機関	現地・オンライン
Assistant Prof. Harrison Wheeler < University of Toronto >	研究者	新規開発におけるOpportunity Zone Programの効果を分析	オンライン
Associate Prof. Naomi Feldman < Hebrew University >	研究者	商業投資におけるOpportunity Zone Programの効果を分析	オンライン
Prof. Robert Seamans < New York University >	研究者	雇用におけるOpportunity Zone Programの効果を分析	オンライン

ヒアリング対象を除く、本報告書に記載の組織を以下に記載する

本報告書に記載の組織（1/4）

組織名	分類	役割
OMB（Office of Management and Budget）	行政府	
エビデンスチーム（Evidence Team）		行政府内におけるEBPMの推進と大統領予算案の取りまとめ・予算編成と行政活動の監督
財務省（Department of the Treasury）	行政府	
OTP（Office of Tax Policy）		税制を所管する財務省の部局
OTA（Office of Tax Analysis）		税の分析を実施する財務省OTPの部署
租税法制部（Office of the Tax Legislative Counsel）		税制法案の策定、分析、検討等を実施する財務省OTPの部署
OSTP（Office of Science and Technology Policy）	行政府	科学・技術・イノベーションを担当する大統領府機関
OPM（Office of Personnel Management）	行政府	連邦政府全体の人事制度を管理する機関

ヒアリング対象を除く、本報告書に記載の組織を以下に記載する

本報告書に記載の組織（2/4）

組織名	分類	役割
NCSES（National Center for Science and Engineering Statistics）	行政府	科学技術分野のデータに係る活動を所管するNational Science Foundation（NSF）内の機関
GSA（General Services Administration）	行政府	
OES（Office of Evaluation Sciences）		政府機関におけるエビデンス整備を推進し、効果的な活用を支援するGSAの部局
CBO（Congressional Budget Office）	立法府	予算・経済分析を担当する立法府の独立した機関
立法顧問室（Office of Legislative Counsel）	立法府	上下院それぞれに設置される立法補佐機関
下院歳入委員会（House Committee on Ways and Means）	立法府	主に租税を含む歳入面の議案の審査を所管する常設委員会
上院財政委員会（Senate Committee on Finance）	立法府	主に租税を含む歳入面の議案の審査を所管する常設委員会

ヒアリング対象を除く、本報告書に記載の組織を以下に記載する

本報告書に記載の組織（3/4）

組織名	分類	役割
上下両院協議会（Conference Committee）	立法府	上下両院において異なる法案が可決された場合に組織される協議会
CEP（Commission on Evidence-Based Policymaking）	委員会	エビデンス整備推進のための委員会
EOC（Evaluation Officer Council）	会議体	各府省の主席評価担当官が参集する、評価活動に係る会議体
ICSP（Interagency Council on Statistical Policy）	会議体	評価関連の専門家が個人として参加する会議体
CDO（Chief Data Officers Council）	会議体	エビデンス整備に係るデータ関連の活動を実施する会議体
AEA（American Evaluation Association）	団体	評価の適用及び探求を目的とする専門団体
評価担当官（Evaluation Officer）	役職名	各府省において評価活動を統括する役職
主席評価担当官（Chief Evaluation Officer）	役職名	評価担当官における主席であり、長官等のリーダー層へのエビデンスに基づくアドバイスを行う役職

ヒアリング対象を除く、本報告書に記載の組織を以下に記載する

本報告書に記載の組織（4/4）

組織名	分類	役割
主席データ担当官（Chief Data Officer）	役職名	各府省におけるデータ管理・活用を統括する役職
統計官（Statistical Officer）	役職名	各府省の統計業務を監督・統括する役職

2. 政策評価制度・税制改正の流れ

アメリカでは、行政府を中心にエビデンス整備のための制度・体制・指針等の構築を進めており、立法府でも独自の評価・分析等を実施している

日米概要比較（1/3）

	 日本	 アメリカ
政策立案・政策評価制度	- 総務省行政評価局が国全体の政策評価制度全体を所管し、各府省が自ら政策評価を実施 - 事前・事後評価：政策評価法、政策評価法施行令、政策評価基本方針（閣議決定）、その下の各府省の基本計画（3～5年）、実施計画（1年）等に基づき政策評価を実施	- 行政府では、OMBが連邦政府全体の政策評価制度を所管し、各府省が自ら政策評価を実施。各府省は自らの評価制度、計画に基づく形、または議会の要請によって政策評価を実施 - 立法府ではGAO等が議会の要請により、政策検討のための評価・分析等を実施 - 評価に関する法律：GPRA（業績評価について定められており、2010年にGPRAMAに改正）、Evidence Act 2018（行政府全体のエビデンス構築を推進）
効果検証の指針・課題	総務省行政評価局では政策評価ポータルサイトにて各種政策評価に関する法律や基本方針、標準的なガイドライン等を公開	- OMBは各府省向けの行動指針として覚書（Memorandum）を発行 - 立法府機関でもGAO等が各機関に対して評価基準・指針等を共有
効果検証体制、職員育成	- 各府省が政策効果を自ら評価。また、総務省行政評価局では政策の統一性または総合性を確保するための評価等を実施 - 総務省行政評価局では政策評価に関する研修等を実施	- 政府機関における人材採用制度は専門家を採用するジョブ型雇用を実施 - Evidence Act 2018に基づき、評価担当官、主席データ担当官、統計官等の効果検証に係る職員を各府省に設置 - 各政府機関では学生を対象とした採用プログラムや、各機関における独自の育成プログラム等を継続的に実施

アメリカでは、プライバシー保護を遵守しながら、機密データ提供のための法の整備や政府における取組、また効果検証に係るデータベースの設立・運営を進めている

日米概要比較（2/3）

		 日本	 アメリカ
データ整備	統計	- 担当府省が独自に実施しているアンケート調査や、各種公的統計調査の二次的利用によるデータ取得が可能な場合もあるが、取得には一定程度の時間が必要 - オンサイトや磁気媒体（CD-R 等）でデータを提供	- センサス局のウェブサイトで統計データを無料で公開 - プライバシー保護技術の適用や特別プログラムを通して、機密データを取得することが可能だが、場合に応じて、一定程度の費用や時間が必要 - NCSESが所管するStandard Application Process（SAP）は、データアクセスの窓口を共通化し、機密データのカatalogを提供
	税務	財務省は租特透明化法に基づき、毎年1～2月頃に適用実態調査の結果（措置ごとの適用数、適用額等）を公表	- IRSが連邦税務データを管理・公表 - Internal Revenue Code 6103に基づき、各政府機関に対する税務の機密データの開示について定義 - IRSが政府外の研究者に対する税務の機密データの提供プログラムを実施・運営
効果検証結果データベース整備		EBPMの実践を後押しするため、総務省のウェブサイトにも各府省との効果検証の取組に関する情報を掲載	教育省ではWhat Works Clearinghouse（WWC）が研究結果の普及や評価基準の定期的な更新を実施。WWCを参考に労働省でもCLEARが設立

日本では中央省庁及び与党が税制改正を主導するのに対し、アメリカでは議会が税制改正を主導し、行政府の関与は限定的である

日米概要比較 (3/3)

	 日本	 アメリカ
租特の新設・改正の仕組み	・ 租特には時限措置と恒久措置が存在し、時限措置は2～3年の適用期限が設定されているものが多数^{*1} ・ 税制改正作業は、例年、予算編成作業と並行して実施 ・ 各府省は財務省主税局に税制改正要望を提出するとともに政策評価（事前評価）も実施 ・ 総務省行政評価局は、政策評価書の内容を点検し公表 ・ 税制改正要望は、与党税制調査会による審議を経て、「与党税制改正大綱」として取りまとめ ・ その後、それを踏まえて閣議決定された「税制改正の大綱」に沿って、財務省にて国税の改正法案が作成され、国会に提出 ・ 改正法案は、衆議院財務金融委員会、参議院財政金融委員会及び各院本会議での審議を経て、一般的には3月末までに可決、成立し、改正法に定められた日から施行	・ 租特には時限措置と恒久措置が存在し、時限措置は2～10年の適用期限が設定されているものが多数^{*2} ・ 税制改正は内国歳入法の改正手続きによって進行し、日本のような定型的なスケジュールは不存在 ・ 行政府では、各府省が財務省に対して税制改正要望を行い、財務省はこれを精査して税制改正法案（大統領案）を作成 ・ 大統領案は議員に対して提出され、議員はこれを民間部門等による要望と横並びで精査し、自らの裁量で発議の是非を決定 ・ 議員は大統領案等を踏まえ、あるいは自主的に改正法案を作成してこれを下院に発議 ・ 下院歳入委員会及び上院財政委員会が、公聴会やマークアップ（逐条修正）を行い、修正した改正法案を本会議に提出 ・ 下院及び上院本会議^{*3}による審議・可決を経て、大統領に対して法案を送付 ・ 大統領が法案を承認し、署名することで改正法が成立

^{*1} 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和6年2月国会提出）」等から確認、https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2023/index.html

^{*2} JCTヒアリングより。なお、適用期限を定めた法令等は存在しないが、財政調整措置により成立した租特の適用期限は10年が上限となる

^{*3} 下院・上院の議決が一致なかった場合は、上下両院協議会での協議により調整が図られる

2-1. 政策評価

2-1-1. 政策立案・政策評価制度

長年、政策や行政を評価し改善する取組を進めてきた連邦政府だが、近年は、よりエビデンスに焦点を当てた取組によって政府全体の政策評価の基盤構築を図っている

政策立案・政策評価制度の概要

政策立案・政策評価制度の概要

- 連邦政府全体の業績評価に焦点を当てたGPRAが1993年1月に成立し、その後2011年1月にGPRAMAに改正されたが、業績管理が中心で政策の因果関係に結びつくものではなく、政策決定においては十分な効力を発揮しないものであった。一方、オバマ政権下のTiered Grant（以下「階層付き補助金」という。）は政府全体のエビデンス整備に効果的であった取組として挙げられる。最近では、政策の効果検証とそれを執行するためのキャパシティ推進のために、2019年1月にEvidence Act 2018が成立した
- 行政府側に立法権がないアメリカでは、行政府の長である大統領には予算権がなく、OMBにて準備、議会に提出される予算教書に基づく政府予算案は参考に留まる。議会が自ら予算案を作成し、可決されたのちに大統領によって署名されることで予算が成立する。議会による予算審議は通常2月の第1週目に開始する。歳入、歳出は予算決議に抵触しない範囲で法案としての審議が順次執り行われる
- 基本的に各府省が自らの施策に対する評価を行っているが、立法府の独立した機関であるGAO等は議会の要請に基づいて評価を行っており、議会予算案はこれらを参考に反映等がなされる

業績評価

Government Performance and Results Act (GPRA)

- 1993年、各機関に対して業績管理への従事を要求し、業績管理・評価を改善することを目的に成立した

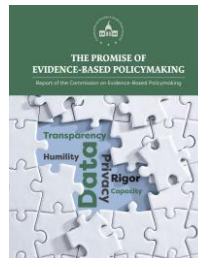
Government Performance and Results Modernization Act of 2010 (GPRAMA)

- 2011年1月、政府機関における業績評価と報告体制を強化するためにGPRAが改正された。「機関が目標を設定し、その目標に対するパフォーマンスを測定し、進捗を公表することで、プログラムのパフォーマンスを向上させる」ことが定められており、法的な免除がない限り、すべての機関は4年間の戦略計画を公表することに加え、年次で業績計画、業績報告をしなければならず、さらに年間評価計画も含めこれらを大統領、OMB、議会へ提出する必要がある

効果検証

Commission on Evidence-based Policymaking (CEP)

- 2016年3月、共和党下院議長と民主党上院議員によって共同提出された法律に基づき、政府内データ利用の透明化とエビデンス整備推進のための委員会として設立された
- 2017年9月、最終報告書を発表し、22の提言を含む調査結果を公表した



Foundation for Evidence-Based Policymaking Act of 2018 (Evidence Act 2018)

- 2019年1月に、連邦政府におけるエビデンス整備機能や政府データの管理、統計データの効率化を推進するために制定された
- エビデンスキャパシティ、オープンデータ、データの機密性を扱った四つのタイトルで構成されている

オンライン及びワシントンDCで実施した調査結果より

最終報告書で公表された22の提言のうち約半分がEvidence Actに採用された

Evidence Act 2018は四つのタイトルで構成されており、それぞれが定める規定に基づき、機密データや統計データの効率化等のエビデンス整備活動が推進されている

Evidence Act 2018及び機密データに関する取組

Evidence Actを構成するタイトル		概要
TITLE I	FEDERAL EVIDENCE-BUILDING ACTIVITIES	連邦政府におけるエビデンス整備に関する規定が定められており、各府省に対して、エビデンスを政策決定の重要な要素として整備して、評価に関する計画を策定することや、評価担当官を任命すること等が要求されている
TITLE II	OPEN GOVERNMENT DATA ACT	連邦政府におけるオープンデータに関する規定が定められており、各政府機関は、機関ごとに有するデータを公開し、機関間及び公共におけるデータ利用を促進するための計画策定が求められている。また、連邦政府内のデータカタログを整備し、データの透明性とアクセスを向上させるための基準設定が要求されている
TITLE III	CONFIDENTIAL INFORMATION PROTECTION AND STATISTICAL EFFICIENCY	機密データの保護と統計データに関する規定が含まれており、収集された統計データの機密性を保護し、機関間でのデータ共有を促進するための規定が設けられている
TITLE IV	GENERAL PROVISIONS	既存リソースの使用や、Evidence Act 2018の施行日等を定めた法律における一般規定である

National Secure Data Service Demonstration (NSDS-D)

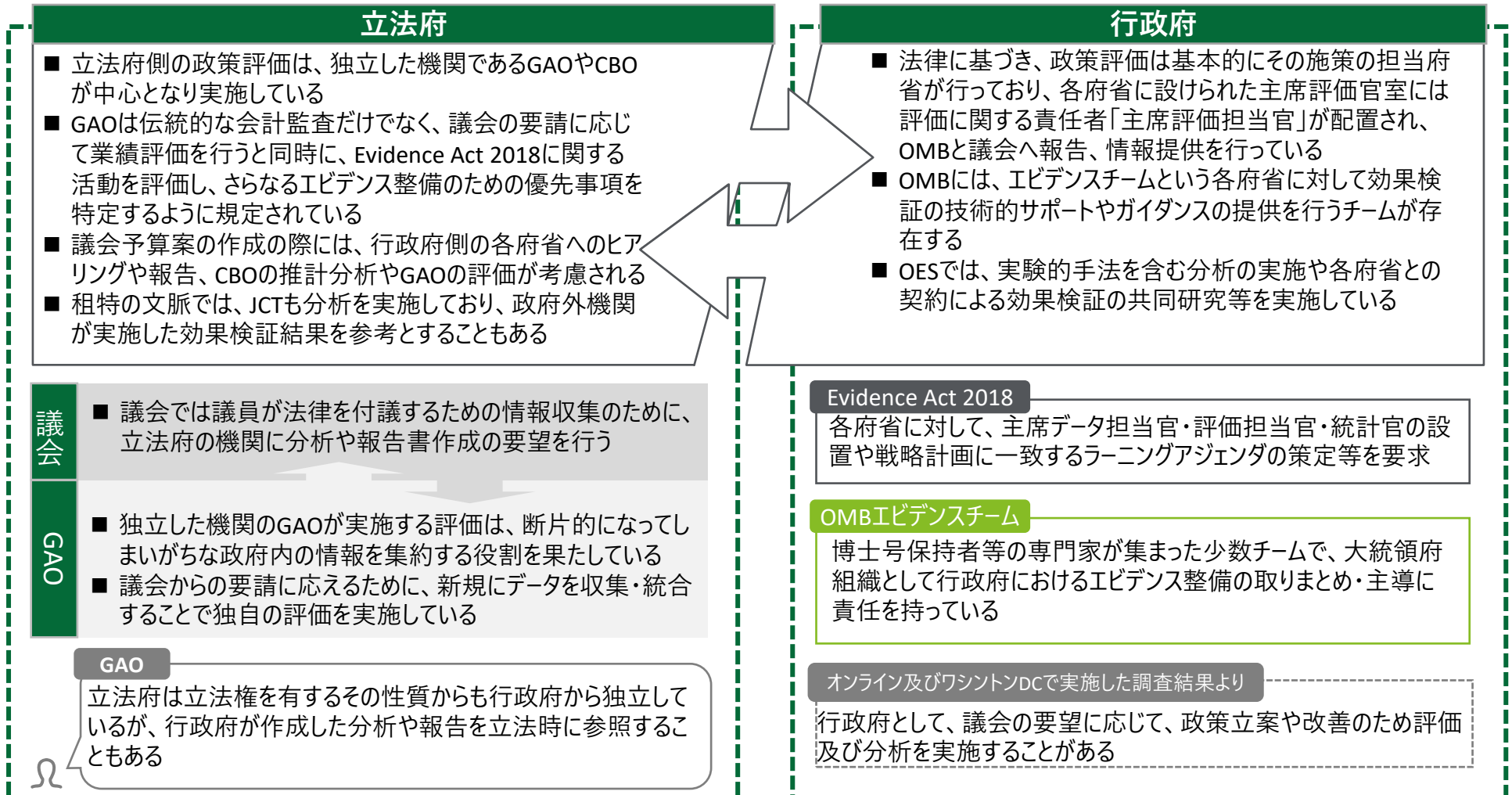
- CEPにおける議論の段階で、連邦政府におけるデータ集約を目的としてクリアリングハウスの設立が検討されたが、複数機関からの複数のデータベース記録の集約はプライバシーを侵害するリスクがあるため、却下された
- 代わりに、既存データを一時的にリンクさせ、承認されたプロジェクトに関する、統計を目的とした場合のみデータアクセスを提供するNational Secure Data Service（以下「NSDS」という。）の設立が推奨された
- そして、2022年のCHIPS and Science Actに基づき、データ連携及びデータアクセス基盤の強化に関する政府全体の取組を支援することを目的に、また、将来のNSDS設立の可否を判断するための取組としてNSDS Demonstration（以下「NSDS-D」という。）プロジェクトが始動した

オンライン及びワシントンDCで実施した調査結果より

後続のその他の法には、機密データやデータ整備の文脈で、National Secure Data Serviceをパイロットプロジェクトとする提案が含まれていた。また、CEPで言及されていたFederal Data Strategyは行政活動であり、法律として定められているEvidence Act 2018に係る一連のエビデンス整備活動とは別の取組となる

行政府ではOMBが、立法府ではGAO等の立法府機関が中心となり、エビデンスに基づく意思決定の推進のための取組や分析・評価等を実施している

行政府と立法府の役割と関係性



OMBではエビデンス整備のための各種委員会を管理・運営しており、それぞれの委員会で評価・エビデンス整備の促進やナレッジ共有等が行われている

EBPM推進のための各種委員会

* 2025年1月の段階ではEOCの補助的な役割として活動

会議体	構成員	概要	事務局	根拠規定
Evaluation Officer Council (EOC)	各府省の主席評価担当官	各府省の主席評価担当官が参集し、情報交換やOMBへの相談、関心分野・領域に関する活動調整・協力を実施	#OMB予算教書部門	Evidence Act 2018を基としたOMB M-19-23
Interagency Council on Evaluation Policy (ICEP) *	各府省において評価関連の業務に携わる専門家が所属機関の代表としてでなく、個人として参加	Evidence Actで定められたラーニングアジェンダ策定の支援や、専門家ネットワークの提供、職員の専門能力開発等に従事	#OMB予算教書部門	Evidence Act 2018における指令を満たすため、またEOCの要望である評価に関する技術的な交流促進のため発足
Interagency Council on Statistical Policy (ICSP)	Chief Statistician of the United Statesと各府省における統計機関、部局において指定された上級以上の統計官	連邦統計システムの機能改善や連携、統計データ及びエビデンスに基づく意思決定を支援するための統計システムの近代化やデータ品質・機密性の確保、データアクセスの提供等の使命を掲げている	#OMB OIRA	Paperwork Reduction Act 1995によって成文化、Evidence Act2018により構成員が拡大
Chief Data Officers Council (CDO)	連邦政府Chief Information Officer, OMB OIRA局長、各府省の主席データ担当官またはCDO構成員の指定を受けた者	政府データの管理・使用・保護・普及・生成に関するベストプラクティスの確立を目指し、府省間でのデータ共有の促進、データ収集・使用のための新しい技術の特定とその評価をはじめとする連邦政府内での情報技術やデータ関連の活動を実施	#OMB Office of E-Government #OMB OIRA	Evidence Act 2018

オンライン及びワシントンDCで実施した調査結果より

OMBが府省・機関相互間での協調・協力を通じて連邦政府全体のエビデンス整備を促進することを目的に、様々な会議体を管理・運営している

出所：<https://www.evaluation.gov/about-evaluation-officers/>, <https://www.evaluation.gov/interagency-council-on-evaluation-policy/>, <https://www.statspolicy.gov/assets/files/ICSP%20Charter.pdf>, <https://www.cdo.gov/assets/documents/CDO-Council-2023-Report-to-Congress-Final.pdf>, <https://www.evaluation.gov/about-evaluation-officers/#:~:text=The%20Evaluation%20Officer%20Council%20is%20comprised%20of%20the,the%20Chief%20Financial%20Officers%20%28CFO%29%20Act%20of%201990%29,> オンライン及びワシントンDCで実施した調査を基にデロイトにて作成

2-1-2. 効果検証の指針・課題

OMB覚書（M-19-23等）では、Evidence Act 2018で定められた各府省の要件を実施するための四つの実行フェーズが定義されている

Evidence Act 2018が目指しているエビデンス整備の指針

Evidence Act 2018の要件を実施するための四つのフェーズ			OMB Circular No. A-11
	概要	対応する覚書	
Phase 1	ラーニングアジェンダ、人材配置及び計画 ラーニングアジェンダを策定と、主席データ担当官、評価担当官、統計官等の設置により、エビデンス整備のための計画と優先事項を明確にし、データと人材を戦略的に管理することを目指す	OMB覚書（M-19-23）	○Circular A-11は政府予算案の準備・提出・執行に関するガイドラインとしてOMBが発行した文書である。 ○また、Circular A-11内では、OMB覚書に並び、評価に関するガイドラインも提供している オンライン及びワシントンDCで実施した調査結果より 今後エビデンス整備に係る新規の大きな取組があるとは言えないが、Circular A-11は毎年小規模な更新が行われており、これは連邦政府全体における発展や成長の観測と、新しい研究や結果をもたらす継続的なプロセスの一つとも言える
Phase 2	オープンデータ及びデータ管理 データの集中管理のためのデータカタログやその他のツールの作成により、データの公開を促進し、データの透明性を向上させることを目指す。また、これにより、データへのアクセスを容易にするインフラの確立を目的とする	OMB覚書（M-25-05）	
Phase 3	統計を目的とするデータアクセス 統計データに関しては、各機関が保有するデータを把握し、統計データへの安全なアクセスシステムを確立し、申請手続を標準化することで、統計データの利用と効率的な共有を促進することを目指す	—	
Phase 4	プログラム評価 評価の質の一貫性を確保し、政策の改善と政府活動の透明性向上に貢献するために、評価基準やベストプラクティスを確立することに加えて、評価に関する専門人材を育成するための戦略策定を目指す	OMB覚書（M-20-12）	

*M-19-23及びM-20-12の補足としてOMB覚書（M-21-27）が発行され、四つのフェーズを経て、新たな課題に取り組み成熟段階へ移行することが求められている

行政府では、OMBが覚書（M-20-12）において、五つの評価基準や評価実務の例を定義・掲載し、各政府機関のエビデンス整備・評価の指針となっている

行政府機関としてOMBが示している指針

OMB覚書: M-20-12

【概要】OMB覚書（M-20-12）は Evidence Act 2018の特定要件を満たすためのガイダンスとして、2019年1月14日に施行された。エビデンス整備を目的とした連邦政府における評価能力向上や政策立案支援のための実務例の掲載と、プログラム評価のための評価基準を提供している



★覚書で示されている評価の指針となる五つの基準

評価基準	概要
関連性と有用性	評価は評価実施に係る関係者にとって有益な情報として、また、予算編成やプログラムの改善に有用な形で報告されるべきである
厳密性	適切な設計や方法に基づき、制約条件等を明確にした上で、関連する経験・知見を持つ評価者により実施・報告されるべきである
独立性と客観性	利害関係及び政治的影響の介入を排除し、公平かつ客観的に評価を計画・実施・報告すべきである
透明性	目的・方法論・計画等を明確化し、法的・倫理的及びその他の制約が考慮され、評価結果及びその詳細が公表されるべきである
倫理	評価参加者や関係者の尊厳・利権・安全を遵守し、公平・公正かつ文化的背景を考慮した上で、評価を計画・実施すべきである

オンライン及びワシントンDC で実施した調査結果より

M-20-12のように、文書化された方針は各機関のスタッフにとって有益である。覚書は、OMBからの指示としての必要性を視覚的に明示することで、各機関がEvidence Actで規定された各要件を実行しやすくなった

評価に関する実務例の掲載

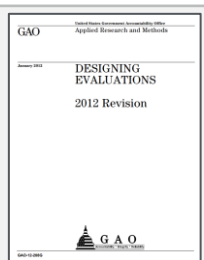
1. 評価能力の構築と維持
2. 専門家による助言の効果的活用
3. 評価方針の策定、実施及び普及
4. 評価デザイン・方法の事前決定
5. 重要な関係者との意義のある連携
6. 普及計画の戦略的策定
7. 参加者に対する倫理的配慮の確保
8. 評価のためのデータ管理の育成・維持
9. 評価のためのデータ二次利用の促進
10. 独立性・客観性保護のための方針・手続の確保

立法府では、GAOがDESIGNING EVALUATIONS 2012 Revisionにおいて、評価の重要性や設計方法を定義し、連邦政府における監査・評価の指針となっている

立法府機関としてGAOが示している指針

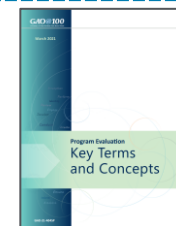
GAO評価ガイドライン「DESIGNING EVALUATIONS 2012 Revision」

【概要】「DESIGNING EVALUATIONS 2012 Revision」は、2012年1月にGAOから発行された評価に関する包括的なガイドラインである。1991年に発行された評価ガイドラインを改定したものであり、2012年時点のGPRA等を含めた評価に関する連邦政府の意向や進展を反映し、全5章で構成されている（下記参照）



Program Evaluation: Key Terms and Concepts

2021年3月には、プログラム評価に関する基本的な用語とコンセプトが掲載されたガイドラインがGAOから出された。プログラム評価の分類や、エビデンスの種類、評価の品質や意義等についてまとめられており、評価ツールの解説も含まれている



Chapter 1	評価設計の重要性	・ プログラムがどのように機能し効果を発揮しているのかを測定するための、評価設計の重要性について述べられている
Chapter 2	評価スコープの定義	・ プログラムを成功に導くために、ロジックモデルを作成し、プログラムの目標や戦略を明確化することの重要性が述べられている
Chapter 3	評価設計のプロセス	・ リサーチクエスションやデータ収集に関して、評価実施のための具体的なプロセスとそのツールに関して述べられている
Chapter 4	プログラム実施・効果測定のための設計	・ プログラムの実施・アウトカムの評価、因果推論のための適切な評価設計等について述べられている
Chapter 5	方法論的課題へのアプローチ	・ 評価実施の際に生じる長期アウトカムの測定や外的要因の影響排除の難しさについて、多様なアプローチが述べられている
Appendix	評価基準	・ 成果等の客観的判断のための指標について述べられている

GAO

OMBや連邦政府機関にガイダンスのドラフトを共有した際には、肯定的なコメントが寄せられた。また、GAOのガイダンスは各連邦政府機関において各々取り入れられているが、このガイド自体は連邦政府全体の監査でも一つの基準として使用されている

連邦政府においては、データ・人材不足や、評価方法の技術的な問題により、品質の高い評価を実施するための課題を抱えているが、各機関で様々な取組が行われている

連邦政府内における効果検証の課題

効果検証の課題は、評価の設計から実施レベルまで、多面的かつ多くの課題を抱えているが、特に連邦政府においては「①データ収集・管理」「②人材基盤」「③外的要因の切り離し」の三つの観点に対して、多くの機関が課題感を感じている

課題例1: データ収集・管理

厳格な評価を実施するためのデータ収集やデータセットの作成、また詳細な分析に必要な機密データの利用について課題を感じている。特に、プライバシー保護の観点や各機関におけるデータアクセス権限の違いから課題への対処は難航しているが、各機関の強みを生かして、それぞれのアプローチを試みている

IRS

個人を識別できる情報を必要としない税務の機密データについては安全/低コストでデータを共有するための工夫、より制限の強い税務の機密データについては合成マイクロデータの開発やそのデータの検証計画を進めることで、税務データへのアクセス改善を試みている

労働省

州法は連邦政府の法律よりも比較的厳しいことが多く、州政府からしかるべきデータを入手することは困難である

JCT

データの形式が、一部では電子ではなく紙媒体となっていることで、その後の分析やアクセス権を考慮する際に課題となった

課題例2: 人材基盤

人材基盤整備とそのため予算確保に苦勞しており、政府全体や各機関で様々な工夫・取組が実施されている

労働省

例えば、比較的規模の小さい州政府では評価人材を確保することが難しい

IES

現状、評価を実施する職員は少なく、教育分野全てを評価することはできていない

課題例3: 外的要因の切り離し

効果検証をする際に、類似の政策やプログラムの効果を切り離して評価を実施することに苦勞しており、評価を実施する機関においては課題に対処するために試行錯誤している

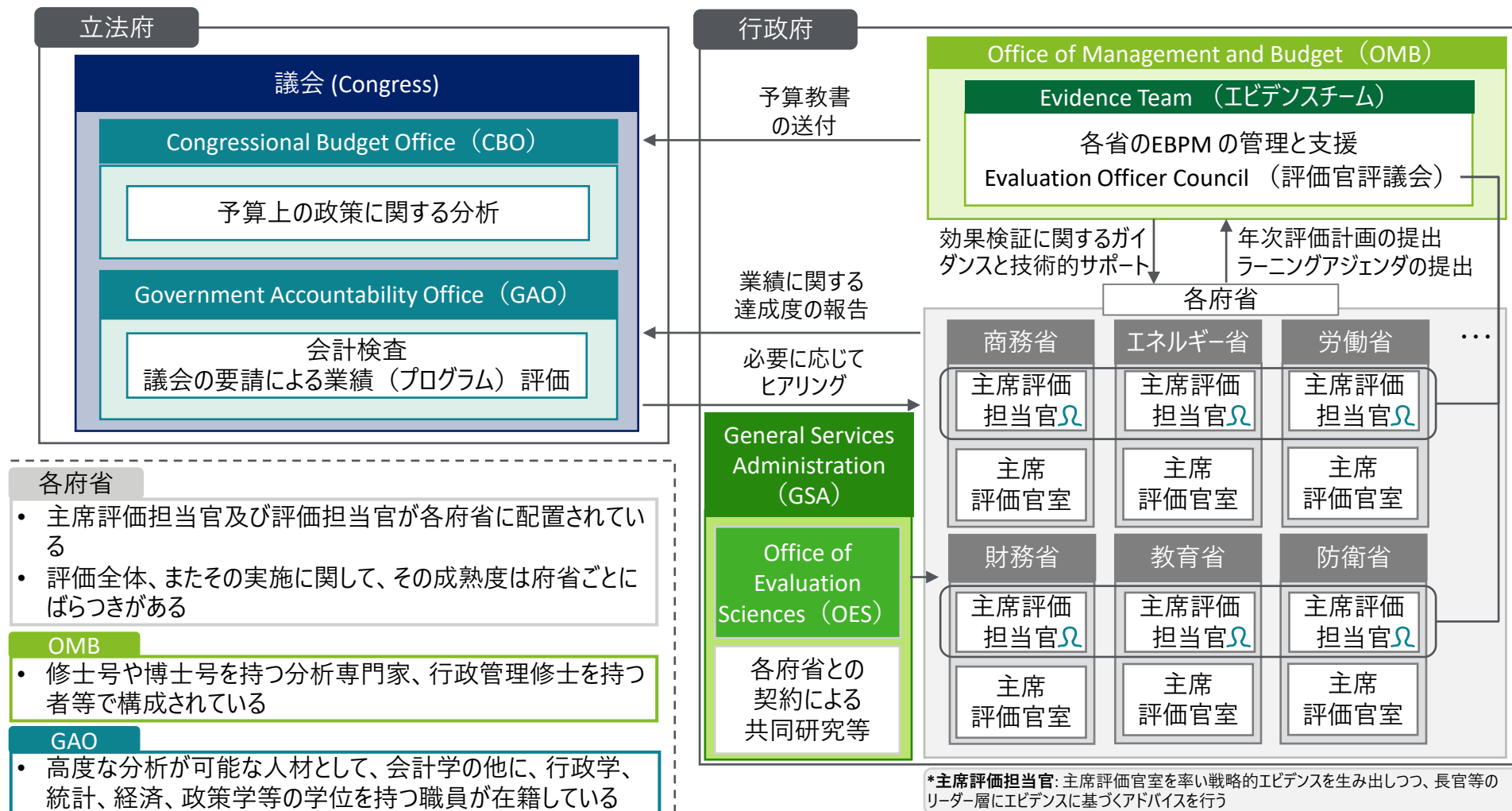
GAO

外的要因を考える際、例えばパンデミックのような国家レベルの影響下では、データの工夫だけで外的要因を考慮することは難しい。データ補完の方法として定性情報を使用することがある。また、一つのプログラムだけではなく、政府全体の視点を持つ機関として、横断的な評価や報告書作成を試みている

2-1-3. 租特効果検証体制、職員体制

行政府では、各府省の評価担当官がOMBの基準に基づき政策評価を実施し、立法府では、CBOやGAOが議会要請に基づき分析・評価を実施する体制となっている

アメリカにおける効果検証体制

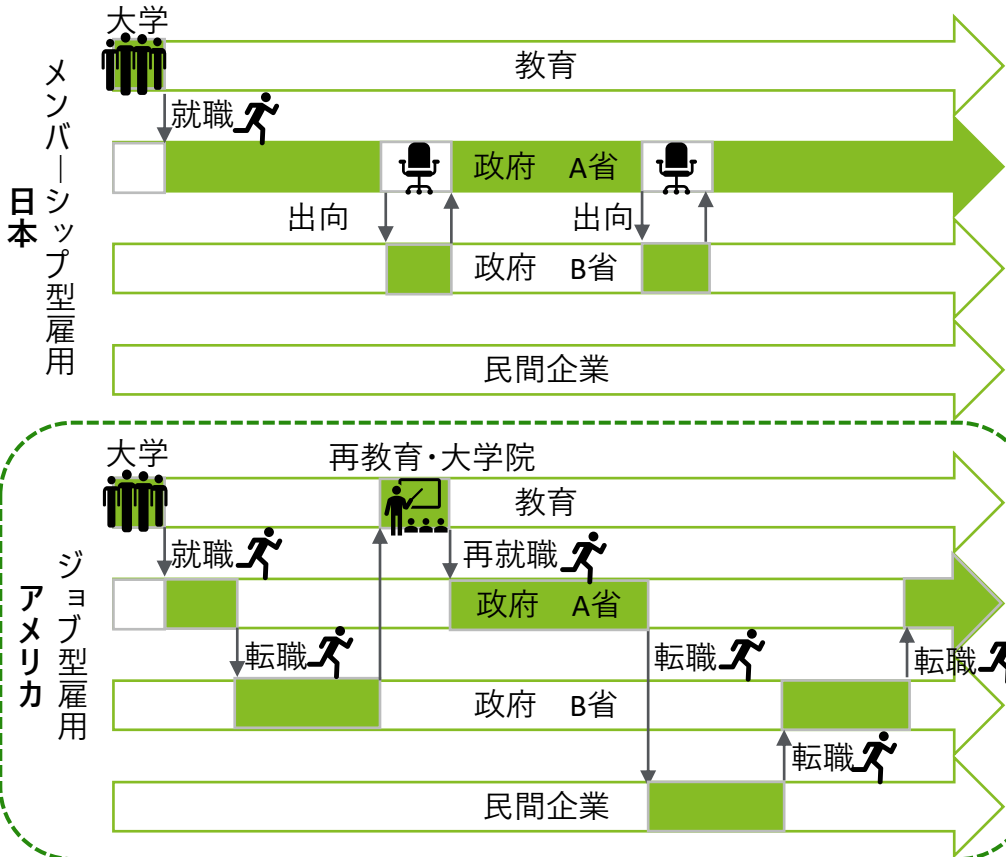


アメリカでは、専門人材を即戦力として採用するジョブ型雇用が主流であり、専門人材採用の観点から柔軟かつ合理的な仕組みが整備されている

職員採用 (1/2) アメリカの特徴

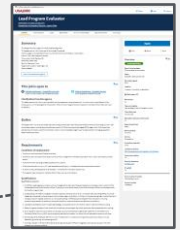
職員採用の仕組み

日本では、メンバーシップ型雇用が主流で、大学卒業後に専攻と関係のない職種に就くこともあり、組織内では未経験者の専門性やスキル向上のための仕組みが整備されていることが多い。一方、アメリカの採用制度はジョブ型雇用であり、専門性や経験に応じて就職・再就職を行うのが一般的とされている。その点で、アメリカの雇用制度は、より専門人材の確保に関して柔軟な環境であると言える



例：国土安全保障省の主任プログラム評価官の求人票

連邦政府には様々な職種、雇用形態、キャリアパスが存在するものの、効果検証に特化した評価官のポストの空席の大半は職務内容と必須とされる資格や学歴、経歴が定義された求人票が公募で出され、候補者が選出される



Qualifications

Qualifications required:

1. The Office is seeking a senior analyst who can manage both evidence-building and capacity-building activities in support of the Directorate and the Chief Evaluation Officer. The analyst would report directly to the Chief Evaluation Officer, and be responsible for the following activities:
2. Collaborating with a team of program evaluation experts to develop and/or review multiple evidence building efforts, to include designing, overseeing, implementing, and conducting program evaluations. Activities include developing logic models, theories of change, and planning data collection, as well as participating in differing types of programmatic evaluations including process/implementation evaluations, outcome evaluations, impact evaluations and efficiency evaluations.
3. Lead teams dedicated to examining the S&T strategic and operational environment for areas in need of evidence-building.
4. Determining appropriate policies, directives, procedures, and processes required to enhance evidence-based decision-making.
5. Ensuring S&T is responsive to Evidence Act requests, issues and problems brought to S&T's attention by the DHS EO and Evaluation Officer Council (EOC) to ensure appropriate actions are taken in support of the Directorate's evaluation activities.
6. Developing and facilitating an S&T Community of Interest (COI) in evidence-building and evaluation activities, to include establishing, chartering, and operating the COI.
7. Working in tandem with the Chief Evidence-Building and Evaluation Officer to integrate evidence and evaluation into other strategic and operational efforts.
8. The ideal candidate for this position must have excellent analytical skills, strong leadership skills, and the ability to manage several disparate efforts. The candidate should be comfortable enforcing rigorous evaluation standards but communicate those with diplomacy and tact. The candidate should be familiar with evaluation types and methods and be able to match learning questions and problems with methods, approaches, and data.

連邦政府では長年、人材採用の改善を目標に掲げており、効果検証においても、学生向けプログラム等の取組を通じて、専門人材の確保による評価能力の向上に努めている

職員採用（2/2） 主な方針と取組

連邦政府における採用方針

オバマ政権下の覚書（Presidential Memorandum: Improving the Federal Recruitment and Hiring Process）でも示されているとおり、連邦政府は長年、政府内における人材採用の効率化や改善を目指してきた。一方で、評価人材（統計学等の専門性を有した人材が望ましい）の採用に関しては、各機関で多くの課題を抱えており、Evidence Act 2018によって政府全体のエビデンス整備推進の方向性が示されたことに伴い、様々な取組が行われている



Improving the Federal Recruitment and Hiring Process

2010年5月の大統領覚書（Improving the Federal Recruitment and Hiring Process）で、連邦政府における採用及び雇用プロセスを改善し、高度な専門人材を効率的かつ迅速に採用すること等を目指している。応募手続の簡素化や採用プロセスの改善目標を設定し、多様性の促進や学生向けのインターンシッププログラム等の促進も示されている

採用に関連する具体的な取組（例）

Pathway Programs U.S. Office of Personnel Management

Pathway Programsは、公務員制度を所管するOPMが運営しており、例えば高校生から大学院生までの様々な学生を対象としたインターンシッププログラムを提供している。学生は実際に給与を得ながら政府機関での職務経験を積むことができる。他にも、連邦政府職員向けの人材育成に関する、Presidential Management Fellows（PMF）という、2年間に160時間リーダーシップ育成のためのプログラムも用意されており、公共機関における未来のリーダーを育成することを目指している

IRS

IRSでは、学生を対象とした大学構内での採用活動や就職フェアを通して、専門人材を確保するための試みを続けている。また、連邦政府におけるPathway Programsに含まれるインターンシップ等の取組も実施している

労働省

大学の夏季休業期間に、大学院生等を対象に実践経験やキャリア・ネットワーク構築等の機会を提供するサマーフェローシッププログラムを実施し、専門知識に加えリサーチ技法やビジネスの知見、プロジェクトを管理するスキルや関係者との関係性を構築する能力等の複合的なスキルを併せ持つ人材の発見・確保に努めている

オンライン及びワシントンDCで実施した調査結果より

評価実施者に必要なスキルは、社会科学の研究・分析方法、データ収集等幅広く、さらに、必要な学位は経済学に限らず、公衆衛生、行政、社会学、心理学、公共政策等、多岐にわたり、人材採用のプロセスにおいてこれらの必要なスキルセットを明確に説明することは難しい。そのため、人事管理を担当するOPMは、採用支援の一環で、必要なスキルと資格を明確に定義付けした

近年、連邦政府全体で人材育成が重視されており、効果検証に関しても、各政府機関において組織内でのOJT等の取組・工夫による人材育成・支援が行われている

職員育成（1/2） 主な方針と取組

*CLEAR: Clearinghouse for Labor Evaluation and Research

連邦政府における育成方針

連邦政府においては、各政府機関で人材育成の課題を抱えており、様々な取組が進められている。OPMにおけるHCFのように、連邦政府全体での人材育成の改善や取組は継続的に行われ、効果検証の機運が高まる中、Evidence Actにも定められており、定量分析等の専門的な知識・スキルを持った職員の育成が求められている



Human Capital Framework

OPMが所管するHuman Capital Framework（以下「HCF」という。）は、連邦政府における人的資本の計画・実施・評価に関する指針を示しており、複雑な社会・経済環境において組織に必要な人材基盤を整えるための支援をする役割を担っている。組織内の人材の効果的な管理や人材育成の戦略を提供している

育成に関連する具体的な取組（例）

オンライン及びワシントンDCで実施した調査結果より

各府省においてエビデンスが重要な意思決定に役立てられるように、例えば、「Evaluation.gov」の運営やサイト内でのツールキットの提供、「Evidence-Based Decision-Making Leadership Academy」等の取組による幹部育成が実施されている。他にも、エビデンス整備の進捗やナレッジの共有を目的とした府省間を跨ぐイベントの開催等も実施している

Evaluation.gov

ウェブサイト「Evaluation.gov」では、Evidence Act 2018の概要や各府省におけるエビデンス整備のためのラーニングアジェンダ、また評価実施のためのツールキット等、評価人材の育成に必要な情報も集約されている

Evidence-Based Decision-Making Leadership Academy

連邦政府の上級幹部を中心に、エビデンスに基づく意思決定のための学習文化の醸成や知識・スキルの提供を目的とした研修等を通じた府省間のエビデンス整備・文化の促進を図った



労働省

評価に関する専門性や理解度のギャップを埋めるため、ウェビナー、ヒント集、ツールキット等を通して省内の理解力向上に努めている。また、CEOが少人数である状況において、1万人を超える職員の人材育成では、CLEAR*が一定程度の影響力を持つツールとなっている

IRS

採用直後の職員にシニア職員を割り当てることで業務のノウハウを学べる工夫をしたり、OJTの実施等によって実務スキル向上を促したりしている

OMBが提供する評価のためのツールキットは、評価を有効に活用するためのツールであり、専門知識を持った職員を育成するための重要な情報源にもなっている

職員育成（2/2） Federal Evaluation Toolkit



概要

OMBが運営するウェブサイト「Evaluation.gov」には、主に連邦政府における評価活動やその推進計画等が集約されているが、そこでは評価のためのツールキット（Federal Evaluation Toolkit。以下「ツールキット」という。）が提供されている。このツールキットは、連邦政府機関の職員が評価の重要性を理解し、各機関における業務に活用することを目的としている。基本的に、ツールキットは評価結果を有効に活用するためのものであり、より効果的にエビデンス整備を促進し、エビデンスを意思決定や業務に活用するための支援を目的としている

Using Evaluation

It is not enough to conduct evaluation; we have to use and apply those findings to programs, policies, and operations. Figuring out how to use evaluation findings and apply them to your work can be challenging. The existing evidence might not be a perfect match for your context or the evaluation(s) may have mixed results. Regardless, we can always find ways to learn from evaluation activities, and these resources provide the tools you need to think about applying evaluation findings in your work.

How to Apply Available Evidence ⓘ

Guide

Open Resource

We frequently have a range of information and evidence that can help us understand and change those programs, policies, or regulations. Yet, existing evidence is often incomplete or not the information need, gather the best available evidence, and apply the evidence to inform decision-making.

Related Resources [Evaluation Use](#)

例えば、「Using Evaluation」では、評価の実施だけでなく、評価結果を業務に活用することを目指し、利用可能なエビデンスを意思決定に役立てるためのガイダンスを提供している

The Federal Evaluation Toolkit

ツールキットには様々なツールが用意されており、初学者向けの「Evaluation 101」では、評価のフレームワーク、プログラム評価のガイダンス、評価の種類の解説等を提供している



Evaluation 101

Learn the basics of evaluation – what it is, why it's important, and different types

[Get Started >>](#)



Working with Evaluators

Learn how to hire and work with evaluators, refine evaluation questions, assess readiness, and start an evaluation



Using Evaluation

Tools to help you be a savvy user of evaluation findings



Promoting Evaluation Use

Learn ways to ensure that evaluation findings reach the right audience and are put into action



Why Evaluate?

Understand the value-add of evaluation and why it is so important

[About the Toolkit](#)

2-1-4. 統計データ整備

ここでは、一般に公開された公的統計データを「公開データ」、公開されていない公的統計データを「機密データ」とし、さらに税務データと識別した上で記載している

本報告書における統計データの考え方

		公開（集計レベルのデータであることが多い）	機密（個票レベルのデータも存在する）
公的統計データ全般		公開データ	機密データ
	税務データ	税務の公開データ	税務の機密データ

	概要	政府機関内でのアクセス	政府外研究者等によるアクセス
公開データ	各調査機関のウェブサイト上で公開されている事例あり（センサス局等）	基本的には、データが公開されているウェブサイト上からデータを取得することが可能である	基本的には、データが公開されているウェブサイト上からデータを取得することが可能である
機密データ	原則、一般向けには非公開	各統計機関に対してデータアクセスを申請する必要があるが、現在はSAPにより申請プロセスが共通化されている	各統計機関に対してデータアクセスを申請する必要があるが、現在はSAPにより申請プロセスが共通化されている
税務の公開データ	IRSのウェブサイト上で一般向けに一部公開	IRC（内国歳入法）6108に基づき、IRSのウェブサイト上で集計レベルのデータが一部公開されている	IRC（内国歳入法）6108に基づき、IRSのウェブサイト上で集計レベルのデータが一部公開されている
税務の機密データ	原則、一般向けには非公開	IRC 6103に基づき、データ開示に関する規定が定められており、アクセス可能な政府機関やその条件が定められている	IRSが所管するJSRPにおいて、申請プロセスを通過した研究者のみにIRSの監督のもと、アクセス権が提供される

アメリカは分散型の統計システムであり、OMB OIRAが政府統計に関する監督権限を有している。また、統計データへのアクセス方法は所有機関やデータの特性に応じて異なる

連邦統計システム

連邦統計システム

- 連邦統計システム（Federal Statistical System）は米国政府の100以上の機関、組織、プログラムで構成される「分散型」の統計システムである。その中でも、商務省センサス局や労働省労働統計局、農務省経済調査局等の13の主要統計機関（Principal Statistical Agencies）が活動の大きな柱を担っている
- 1995年のPaperwork Reduction Act（PRA）において、OMBに対して情報収集及び政府統計等に関する監督権限が与えられた。また、従来は各統計機関に対して個別にデータアクセス権の申請をしていたが、Evidence Act 2018に基づきStandard Application Process（SAP）が推奨され、SAPポータルに共通化する形での申請プロセスが整備された

OMB OIRA

現在、OMBの一部局であるOIRAには、連邦政府全体で行われるすべての情報収集を監督する責任と権限があり、政府機関が統計調査を実施する場合は、OMB OIRAに調査の方法論や目的を提供し承認される必要がある。また、ICSPを所管し、各府省の統計データに関する取組を支援しているに加えて、統計データに関する規則の検討・策定等を実施している。機密データへのアクセスについては、法律やOMB OIRAが発行するガイダンスに基づく規定を遵守する必要がある

各種統計データに対するアクセス方法				
公開データ		集計レベルのデータ等を、各統計機関のウェブサイトから入手可能		
機密データ	全般	プライバシーが保護された機密データ		個人の識別子情報が保護されたデータを、各統計機関のウェブサイトから入手可能
		特別集計された機密データ		各統計機関に対する依頼に基づいて特別集計されたデータを、一定の費用・期間を要した上で取得可能
		上記以外の機密データ	SAP経由で申請が可能なデータ	SAPポータルから該当データを検索し、SAPにてアクセス権の申請をすることが可能
			個別府省へ申請が必要なデータ	SAPポータルからではなく、個別府省に対して申請が必要
	税務	法的規定がある機密データ		IRC（内国歳入法）6103にて開示範囲・条件が規定
		上記以外の機密データ		IRSのJoint Statistical Research Program（JSRP）から申請

共通化された窓口であるSAPは、機密データ申請の窓口を共通化することでデータ申請の透明性を高めるだけでなく、評価や分析のためのデータ提供の簡素化を目指している

公的統計：Standard Application Process



Standard Application Process (SAP)

NCSESが所管するSAPは、Evidence Act 2018に基づき定められた、連邦統計機関・部門に対し機密データへのアクセスを申請するための手続きであり、共通化された申請窓口としての機能を担っている。実際の各公的統計データの申請は、個別の手続・条件が必要となる場合も多い

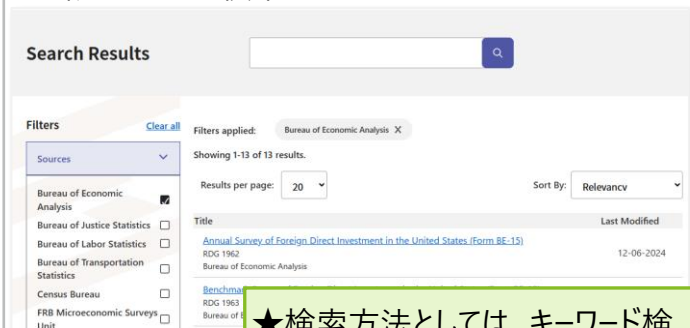
概要

SAPの重要性：

政策立案者や研究者が政策の効果検証や経済・社会分析を実施することが不可欠であるため、機密データへの安全なデータアクセスのためにSAPが存在する

SAPポータル：

SAPポータルでは、一元的なデータ管理を目的とするデータカタログを提供しており、ここで統計機関が保有する機密データを検索することが可能である



★検索方法としては、キーワード検索、機関ごとの検索、その他のフィルタリング機能等が存在する

仕組み

SAPの申請システムは四つのフェーズに分かれている

1. **データ検索**：データカタログにおいてデータを検索し、機密データの有無を確認する。加えて、各機関のアクセス要件を確認し、複数のデータセットを使用する場合にはその互換性の有無も確認する
2. **申請準備**：研究チームの代表者及びメンバー全員の連絡先情報を用意する。申請先機関によっては、補足資料の準備が必要となる場合がある
3. **データ申請**：申請に必要な情報（機関名や資金源等の研究概要、データの年・地域や作業場所等の申請データに係る詳細、方法論や参考文献等の研究手法に関する情報等）をフォームに記入し、データアクセスを申請する
4. **申請審査**：申請後はポータルから申請状況を確認できる。審査が進み承認された場合は追加指示を受けるため、必要書類の提出や詳細確認を進める



IRS

SAPは、共通の申請ポータルとして手続を共通化することで、申請プロセスの透明性を高めている。税務の機密データについては、IRSが提供しているプログラムを経なければアクセスすることはできない

センサス局では、様々な公的統計データを無料で公開しているが、機密データは、プライバシー保護の技術を適用したファイルの取得や特別なプログラムへの申請が必要である

公的統計：公的統計データの取得方法

公的統計の機密データ取得方法

センサス局では、人口動態データ、経済・ビジネスデータ（地方経済関連、中小企業データ等）が蓄積されている

- 一部のデータはセンサス局のウェブサイトで無料ダウンロードできるが、機密データを取得するには、Administrative Data Acquisition, Access, and Use Policy (DS001a) に基づく、PPMFで提供している個人識別子が保護された機密データの取得、特別なプログラムを通した申請またはFSRDCからの特別宣誓資格の取得が必要である



Census Privacy-Protected Microdata File (PPMF)

PPMFは個人の識別子情報が保護された機密データを提供している。このデータは統計的ノイズ（小さなランダムな加算または減算による意図的な誤差）を加えることで、公開された統計データからは特定の個人・世帯等の情報を正確に推測することができない



Federal Statistical Research Data Centers (FSRDC)

FSRDCはICSPの主要プログラムの一つであり、認可された研究者に対してアクセス制限付きの機密データを提供している。米国籍・米在住期間等の諸要件を満たし、研究計画書の提出及び特別宣誓資格の取得が必要である



国勢調査特別集計プログラム

- 必要なデータが国勢調査のデータに含まれていない場合、国勢調査特別集計プログラムを通じて、特別集計として取得できる可能性がある
- ただし、特別集計の作成には、最低でも4,000ドルの費用が必要であり、期間も数週間から数か月程度を要する

以下を記載の上、メールで申請する：

- 連絡先情報（氏名、電話番号、住所等）
- リクエスト概要（地理的範囲、人口統計特性等）
- 目的（使用目的、公開予定有無等）
- 希望出力ファイル形式
- 希望納品日

1. Submit the request via email: pop.decennial.census.special.tabulations@census.gov.
2. Requester provides preliminary specification via email and should include the following:
 - Contact information (name, telephone number, address, and e-mail address)
 - Summary description of the request (geographic areas, demographic characteristics, etc.)
 - Reason for the request (How will you use these data? Particularly, do you have plans to publish the data, or summaries/calculations based on the data?)
 - Format of the output file (e.g., CSV, Excel, SAS, ASCII)
 - Requested delivery date
3. Census Bureau reviews the request and discusses options with the requester.
4. Census Bureau develops the detailed specification and obtains the requester's approval.
5. The agreed upon specification is sent to the Census Bureau's Disclosure Review Board (DRB) for approval.
6. After DRB approval, the schedule and cost estimate are created.
7. The Census Bureau delivers the cost estimate and schedule to the requester.
8. The contract is in place and finalized by requester.
9. The data product is produced and delivered to the requester.

センサス局

American Community Survey (ACS) の機密データは、Public Use Microdata Sample (PUMS) ファイルを通じて利用可能であり、data.census.gov及びセンサス局のFTP (File Transfer Protocol) サイトからアクセスすることができる。また、統計データ需要の増加に伴い、データ管理・アクセスをより円滑にするData-Centric Business Ecosystemの計画を進めている

出所：<https://www.census.gov/en.html>, <https://www.census.gov/programs-surveys/decennial-census/data/special-tabulation.html>, <https://www.census.gov/data/tables/2024/dec/2020-census-ppmf.html>, https://www2.census.gov/foia/ds_policies/ds001.pdf, <https://www.census.gov/about/what/transformation/maximizing-operational-efficiency/data-centric-business-ecosystem.html>,

アメリカにおける税務データは、「連邦」、「州」及び「地方自治体」で構成されており、個票レベルではアクセスが制限されているものの、各機関によって一部は管理・公開されている

税務データ：税務データの取得方法

連邦税務データへのアクセス方法：IRSのウェブサイト

Tax statistics

IRS organization
A closer look
Financial and budget reports
Tax statistics
Products and publications
Individual tax statistics
Business tax statistics
Charitable and exempt organization statistics
Estate, gift and trust statistics
IRS Data Book
IRS operations and budget
Taxpayer research and IRS data
About Statistics of Income (SOI)

Tax Statistics Search

Search

Welcome to tax stats
Here you will find a wide range of tables, articles, and data that describe and measure elements of the U.S. tax system.
Check out [What's new](#).

Business tax statistics

- Corporations
- International
- Partnerships
- Nonfarm sole proprietorships
- S corporations
- All topics

Charitable & Exempt Organizations statistics

- Charities
- Private foundations
- Exempt orgs, population data
- Trusts
- Tax-exempt bonds
- All topics

★IRSのウェブサイトでは連邦税のデータを検索することができる

★税務の公開データが取得できる。一方、税務の機密データへのアクセスは制限されている

Table 1. Number of Returns, Total Receipts, Business Receipts, Net Income (less deficit), Net Income, and Deficit, by Form of Business, Tax Years 1980-2015
(All figures are estimates based on samples—money amounts are in thousands of dollars)

Form of business, item	1980	1981	
	(1)	(2)	
C Corporations (9)			
Number of returns (1)	2,163,458	2,268,966	
Total receipts	6,133,036,929	6,782,602,310	6.7
Business receipts	5,526,725,253	6,038,269,090	5.5
Net income (less deficit)	236,487,630	185,868,913	1
Net income	288,701,762	266,981,510	2
Deficit	52,214,132	81,112,597	1
1120-RIC and 1120-REIT			
Number of returns (1)	1,691	1,965	
Total receipts	17,924,659	31,235,499	
Business receipts	3,716	51,060	
Net income (less deficit)	14,671,749	25,909,303	
Net income	14,710,269	26,005,246	
Deficit	38,521	95,943	
S Corporations			

連邦政府職員による税務の機密データへのアクセス

- 税務データへのアクセスは基本的に法律でその範囲が定められている

IRS

JCTと財務省OTAについては、最も広範かつ自由に税務データを利用でき、財務省OTAはデータウェアハウス内で租特の分析を行い、JCTは独立した機関のため税務データをダウンロードして独自のシステムで使用している。また、GAOが行う評価が議会から依頼された場合、税務の機密データへのアクセスが許可されることがあるが、多くのGAOの評価は機密データへのアクセスを含まず、集計レベルの公開データに基づいて行われる

税務の機密データへのアクセスの改善

- 税務データは特にアクセスが制限されており、評価のためのデータ収集が難航する傾向にあるが、IRSを中心に様々な取組や工夫が実施されている

IRS

安全かつ低コストで公開データを作成することを目的としたクエリシステム*の試験運用や、租特のモデリングのための合成マイクロデータの開発、また合成データの分析結果を実データで検証するシステムの計画もしている。検証サーバーの課題は、プライバシー保護を組み込みながら自動化を進め、我々の負担を軽減することだと考える

*データベースから必要な情報を検索・取得・操作するためのツール

アメリカでは、税務データの機密性と開示に関して法律上でルールが定められており、特定の目的のためであれば、特定の機関は税務の機密データにアクセスすることができる

税務データ：税務の機密データ開示に関する法律

IRC 6103

合衆国法典（United States Code）26章のInternal Revenue Code（IRC）6103節 - Confidentiality and disclosure of returns and return informationにおいて、納税者の申告と申告情報に関する機密性と開示に係るルールが規定されている。この中で、特定の政府機関等は、特定の目的のために税務の機密データにアクセスできる旨が記載されており、統計や研究目的のために税務の機密データに一定程度アクセスすることが可能である

組織例	根拠法	税務の機密データ提供対象	条件・概要
財務省	IRC 6103(j): 統計的利用	財務省職員	財務長官又は事務所長が署名した書面による請求に基づき、経済的又は財政的予測、分析及び統計研究・関連活動の実施を目的とする
商務省	IRC 6103(j): 統計的利用	センサス局職員・経済分析局職員	商務長官の書面による請求に基づき、国勢調査、国民経済計算及び法律で定められた統計活動の実地を目的とする
労働省	IRC 6103(l): 税務管理以外の目的	労働省及び年金給付保証公社の適切な役員及び職員	1974年のEmployee Retirement Income Security Act（ERISA）タイトルI及びタイトルIV編の施行に必要な範囲に限る
農務省	IRC 6103(l): 税務管理以外の目的	農務省職員	農務長官の書面による要請に基づき、1997年のCensus of Agriculture Actに基づく農業センサスの構成・実施・準備を目的とする
JCT	IRC 6103(f): 議会への開示	JCT委員長又は事務局長	JCT委員長又は事務局長の書面による要請に応じて情報が提供されるが、特定の納税者を識別できる情報は納税者の書面による同意が必要となる
CBO	IRC 6103(j): 統計的利用	CBO役員及び職員	CBO局長の書面による要請に基づき、社会保障及びメディケアプログラムの長期モデルのための使用を目的とする

IRC 6108

IRC 6108 - Statistical publications and studiesでは、(a)所得統計の公表又はその他の開示、(b)特別な統計研究、(c)匿名形式、(d)国税庁納税者擁護官のための統計支援について定められており、税務データに関する統計の公表義務や統計研究のための情報の編成・提供等についての記載がある

IRS

税務の機密データへのアクセスがない政府機関も、IRC 6108に基づき、税務の公開データを確認することができる

アクセス範囲が限られている税務データについて、税務関連の研究を促進するため、IRSは研究者に対してアクセス権を提供するプログラムを運営している

税務データ：研究のための税務の機密データ提供

Evidence Act 2018のタイトルIIIで、統計データの利用可能性を高めることが定められた背景もあり、エビデンス整備及び厳格なインパクト評価のための機密データへのアクセスがより重要視されている。税務データを含む機密データへのアクセスをより広げるために、IRSはJSRPというプログラムを通じて、税務の機密データへのアクセスの増加と、それに伴う研究によって連邦政府における税務管理能力の向上を目指している

IRS Joint Statistical Research Program (JSRP)



概要

JSRPは認定を受けた連邦政府外の研究者が、重要な税務に係る行政業務に関する研究を行うためのプログラムである。研究者に対して税務の機密データを提供し、共同研究を行うことで、納税者の行動を理解することを目指している



副次的効果

JSRPを通して、IRS RAASの職員が、JSRPの一環で国家レベルの経済リサーチに共同参画することにより、JSRPの副次的効果としてIRS RAAS内の人材採用・育成を強化する機会を得ることができる



管理体制

IRS RAASはJSRPの管理に責任を持っており、研究者を支援するためのリサーチツールの特定、IRSの研究主任のための年次トレーニングの実施、プロジェクト変更の監査及び承認、プロジェクトの進捗管理、結果公表前の監査・管理等を実施



応募プロセス

JSRPは、OMBの方針に基づき、12か月以内に提案書の評価及び選定が行われる（★選定されたりサーチプロジェクトはIRS SOIのウェブサイト上で確認可能）



Round1: 研究目的の審査

明確なりサーチエスチョンであるか、また研究者が適切であるかを決定

Round2: 提案書分析

「税務に係る行政業務への貢献」、「実現可能性」、「リソースの利用可能性」を基準に提案書を評価・分析

Round3: 選定会議

最終候補選定のための会議を実施

➤ 資格を得た研究者は身辺調査とトレーニングを経て、IRSの施設や機器へのアクセスが許可される

IRS

研究テーマの関心は様々だが、現状は実践的な税務に係る業務のテーマに焦点を当てている。研究者とも積極的にコミュニケーションしており、研究者のニーズに沿ったデータを設計することが重要と考えている

2-1-5. 効果検証結果データベース整備

IESは、「What Works Clearinghouse（以下「WWC」という。）」で教育関連のエビデンスをレビューして一元的に公表している

IESにおける効果検証結果データベース（WWC）



The What Works Clearinghouse

IES > WWC What Works Clearinghouse

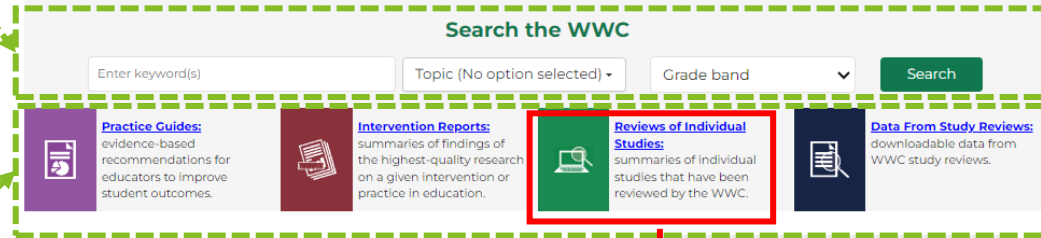
Select topics to Find What Works based on the evidence

Literacy, Mathematics, Science, Behavior, Children and Youth with Disabilities, English Learners, Teacher Excellence, Dropout Prevention, Early Childhood (Pre-K), K-12 Kindergarten to 12th Grade, Push to Graduation, Postsecondary

キーワード、トピック、学校種別等で検索できる

「実践ガイド」、「教育方法に関するレポート」、「研究レポート」のサマリーとレビューのアーカイブがある

評価基準の透明性を確保するため、研究レポートのレビューに関するデータが公開され、ダウンロードできる



Search the WWC

Enter keyword(s) Topic (No option selected) Grade band Search

Practice Guides: evidence-based recommendations for educators to improve student outcomes.

Intervention Reports: summaries of findings of the highest-quality research on a given intervention or practice in education.

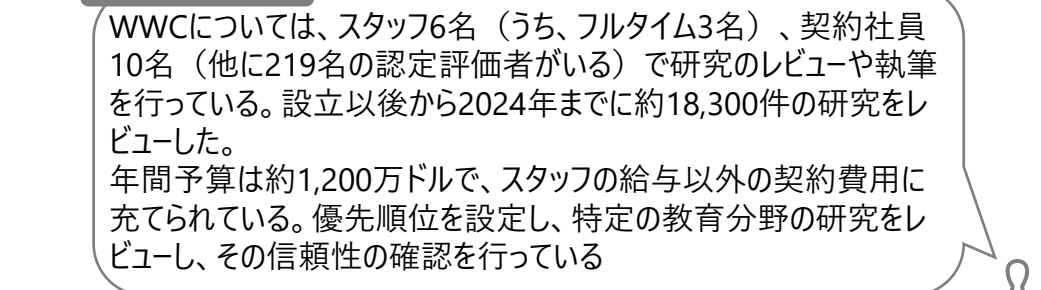
Reviews of Individual Studies: summaries of individual studies that have been reviewed by the WWC.

Data From Study Reviews: downloadable data from WWC study reviews.



What's New at the WWC

MAY New on-demand webinars about WWC standards and procedures



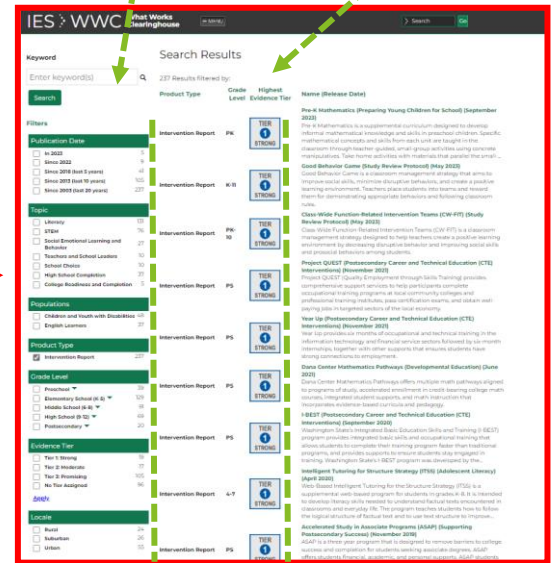
How the WWC Reviews Studies

IES

WWCについては、スタッフ6名（うち、フルタイム3名）、契約社員10名（他に219名の認定評価者がいる）で研究のレビューや執筆を行っている。設立以後から2024年までに約18,300件の研究をレビューした。年間予算は約1,200万ドルで、スタッフの給与以外の契約費用に充てられている。優先順位を設定し、特定の教育分野の研究をレビューし、その信頼性の確認を行っている

出版年、トピック、学校種別、研究対象の種類等で研究レポート（エビデンス）のレビューを検索できる

レビューによる研究の評価基準は Evidence Tiers（エビデンスの質の階級）によって示されている



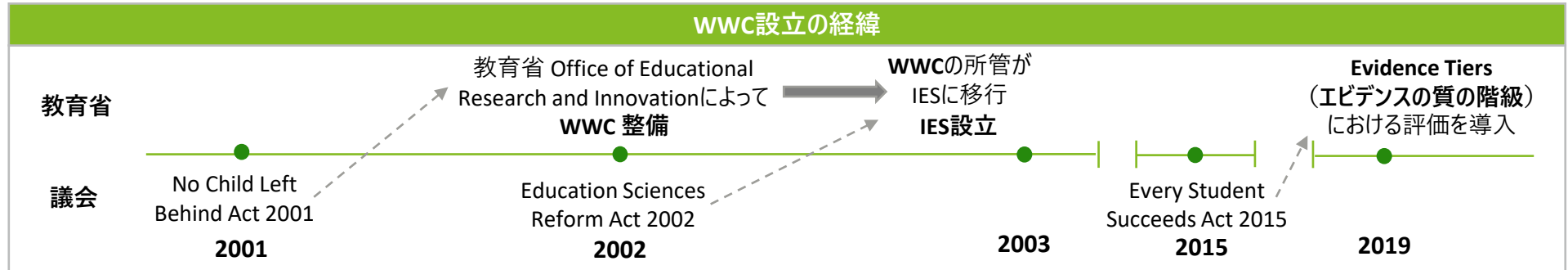
Search Results

231 Results filtered by:

Product Type	Grade Level	Highest Evidence Tier	Name (Release Date)
Intervention Report	PK	Tier 1	Pre-K Mathematics (Preparing Young Children for School) (September 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)
Intervention Report	PK	Tier 1	Good Behavior Game (Study Review Protocol) (May 2022)

IESでは、2000年代からWWCにおいて、他の活動とともにWWCを積極的に推進しており、また、評価方法は研究者等の一部で浸透し、実質的にガイドとしても機能している

教育省におけるWWCの経緯・特徴



WWC活用の推進

IES

ウェブサイトや、州の教育機関への技術支援の機会等でWWCの情報を広め、使い方を学ぶ機会を整備している。また、研究者はWWCのことをよく知っているが、教育実践者にはまだ十分に知られておらず、直接会って活用を呼びかけている

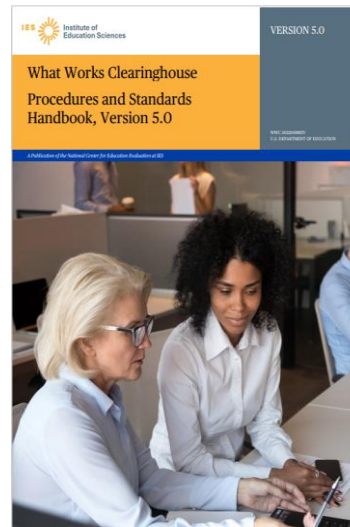
IES

IESは、大学院教育・研究の奨学金を提供しているが、その奨学金のプログラムの一部としてWWC基準を学生に指導することもある

What Works Clearinghouse Procedures and Standards Handbook

What Works Clearinghouse Procedures and Standards Handbook (WWCの手順と基準の手引) は、2024年時点において第7版 (Version 5.0、2022年12月改訂) まで改訂されており、WWCのレビューの手順と評価基準が詳細にわたって明示されている。

Evidence Tiers (エビデンスの質の階級) により「教育方法に関するレポート」及び「研究レポート」では3段階で、「実践ガイド」では4段階で評価されている



WWCの効用

教育省OPEPD・IES

研究者や地方自治体が効果検証に関する補助金を申請する際、その要件にWWCの基準を満たすこととしており、実質的に教育分野におけるエビデンスに関する基準の指針となっている

IES

WWC基準に関する正確な浸透の度合いは不明だが、評価方法は多くの州や研究者に利用されている。一方で、国の意思決定者の多くは利用していない

労働省は、「Clearinghouse for Labor Evaluation and Research（CLEAR）」で労働関連のエビデンスをレビューして一元的に公表している

労働省における効果検証結果データベース（CLEAR）

以下のトピック分野が表示されている。

- ・ 見習い実習と職場内訓練
- ・ ファイナンス行動: 定年退職後
- ・ 行動分析
- ・ キャリア相談
- ・ 児童労働
- ・ コミュニティ・カレッジ
- ・ 障害者雇用政策
- ・ 事業主コンプライアンス
- ・ 起業と自営業
- ・ 金融リテラシー
- ・ 求職活動支援
- ・ 収監された経験のある若者
- ・ 識字
- ・ 低所得者
- ・ 鉱山労働者と鉱山安全衛生
- ・ 高齢労働者
- ・ 若年雇用
- ・ 労働安全衛生管理局による施行
- ・ 再雇用
- ・ 労働市場への再参加
- ・ 退役軍人
- ・ STEM分野の女性

検索エンジンではキーワード、出版年で検索することができる。
また、「検証結果」「対象人口」「企業属性」「地理背景」「調査方法の種類」「エビデンスの評価」でさらに精密な検索をすることが可能となっている。

The screenshot shows the CLEAR website interface. At the top is the header for the United States Department of Labor, followed by the CLEAR logo and the text 'Clearinghouse for Labor Evaluation and Research'. Below this is a navigation bar with links: HOME, TOPIC AREAS, SEARCH FOR STUDIES, NEW AND TRENDING RESEARCH, ABOUT CLEAR, and RESEA PROGRAM. A search bar is located on the right side of the navigation bar. The main content area is titled 'Search for Studies' and includes a search box with the text 'Search the Site'. Below the search box is a section for 'Search By' with filters for 'Contains all of these words', 'Year of Publication' (Min/Max), and 'Refine By' (OUTCOMES, TARGET POPULATION, FIRM CHARACTERISTICS, GEOGRAPHIC SETTING, STUDY TYPE, EVIDENCE RATING). The 'Search' and 'Reset' buttons are visible. The results section shows 'Displaying 1 - 10 of 406 results' and lists two study entries. The first entry is 'The impact of regional sectoral training partnerships: Findings from America's Promise' by Spitzer, A., English, B., William, B., Thal, D., Marks-Anglin, A., Weiss, C., Bellotti, J., & Berk, J. (2023). The second entry is 'Evaluation of the Urban Alliance High School Internship Program' by Theodos, B., Pergamit, M., Hanson, D., Teles, D., Gerken, M., Thomas, K., Gedo, S., & Park, J. (2023). Each entry includes the topic area, study type, causal evidence rating, and outcome effectiveness.

労働省

Clearinghouseのような効果検証結果データベースは労働省・教育省・保健福祉省等を中心に2000年代初頭から中頃にかけて広がった

検索結果では、文献のタイトルとリンク、著者が表示される

各文献における以下の情報が表示される

- ・ トピック分野
- ・ 調査方法の種類
- ・ エビデンスの評価付け
- ・ 検証したアウトカムの結果

エビデンスの格付けは「High」「Moderate」「Low」で、アイコンが表示される



効果検証の結果もアイコンで表示される



労働省では、2000年代からCLEARにおいてインパクト評価、記述統計的研究、実装研究に関連するガイドラインも提供しており、実質的にガイドとしても機能している

労働省におけるCLEARの特徴

インパクト評価のガイドライン

CLEAR CAUSAL EVIDENCE GUIDELINES

調査手法の種類とそれらのCLEARにおける分類（ランダム化比較試験（RCT）、差の差分析、回帰不連続デザイン等）、効果検証エビデンスとしての質の評価基準（High、Moderate、Low）を示している。また、手法の分類ごとに詳細な説明も記載している

記述統計的研究のガイドライン

GUIDELINES FOR REVIEWING QUANTITATIVE DESCRIPTIVE STUDIES

CLEARにおいて記述統計的研究は評価の対象ではないが、研究が課題に対して適切かつ十分に対処しているかをYes/No/Mixedで記載しており、その判断に適用される条件や基準が示されている

実装研究*のガイドライン

GUIDELINES FOR REVIEWING IMPLEMENTATION STUDIES

CLEARにおいて実装研究は評価の対象ではないが、分析の技術の質がレビューされており、その判断に適用される条件や基準が示されている

CLEAR エビデンスガイドラインと分析手法別のエビデンスレベル（最大値）

調査手法	CLEARガイドラインにおける手法分類	エビデンスレベル（最大値）
ランダム化比較試験（RCT）	ランダム化比較試験（RCT）	High
分割時系列デザイン	回帰不連続デザイン	High
マッチング法による比較	回帰分析	Moderate
差の差分析	回帰分析	Moderate
固定効果モデル	特別な手法を付帯した回帰分析	Moderate
操作変数法	特別な手法を付帯した回帰分析	Moderate
その他の回帰分析	回帰分析	Moderate
因果関係を主張する相関分析、記述統計	回帰分析	Low
前後比較	回帰不連続デザイン	Low
回帰不連続デザイン	記述統計	対象外
非因果的な調査	記述統計または実証研究	対象外

労働省

CLEARは他のClearinghouseと異なり、プロトコルに従うことによって、インパクト評価に限らず記述統計的研究や実装研究のエビデンス評価を実施することもできる

労働省においては、階層付き補助金のような独自のエビデンス整備が求められるプログラムに対して、研究が目指すべき基準を明確にするために、その助成金の公表や契約の中にCLEARのガイドラインの内容を組み込んでいる

*エビデンスに基づく介入を日常の活動に組み込む方法を開発・検証する研究領域

2-2. 税制

2-2-1. 租税特別措置等の基礎情報

アメリカでは立法府と行政府が完全に独立しているため、大統領は法案提出権を有せず、議会は自ら税制改正法案を起草し、審査・審議を行う

租税特別措置等の基礎情報

項目	 アメリカ	【参考】  日本
統治機構等	- 大統領制を採用しており、立法府と行政府とが完全に独立している - 議会は上院・下院の二院で構成され、法案の議決においては上下両院の一致が求められる 10月から9月までの期間を1会計年度とする	- 議院内閣制を採用しており、立法府と行政府は連携する関係にある - 国会は衆議院と参議院の二院で構成され、法案の議決においては衆議院の優越が認められている 4月から3月までの期間を1会計年度とする
税制改正の概要	- アメリカにおける税制改正は、議会在法案を審議・可決され、大統領が署名（法案を承認）することで成立する - 大統領には法案提出権がないため、行政府は民間部門と同様に一要望者としての立場に過ぎない - 一般的な流れとしては、各所による要望、議員による発議、委員会による審査、本会議による審議・可決、大統領による署名となる（なお、各段階のスケジュールは定型化されておらず、連邦議会が都度検討することになる^{*1}）	- 日本における税制改正は、行政府（財務省）が法案を作成し、国会での審議を経て、可決・成立する - 内閣が法案提出権を有するため、行政府（財務省）が税制改正要望の取りまとめを行う - 一般的な流れとしては、各府省から財務省への税制改正要望の提出（8月）、税制大綱の閣議決定（12月）、国会審議を経て改正法案の成立（3月）となる
租税特別措置等の概要	- 根拠法：内国歳入法（IRC） - 報告機関・報告書：U.S. Department of the Treasury Office of Tax Analysis（財務省OTA）（2023年）“Tax-Expenditures-FY2025”^{*2} 【参考：2023年度の適用実績】 - 租特の件数（連邦税（連邦法人税関係））：85件^{*3} - 適用額（推計）：141 Billion USD（約22兆円）^{*4*5} - 適用年度期限：適用期限に関するルールは存在しないが、財政調整措置の対象措置は通常10年以内で設定される	- 根拠法：税法の本則及び租税特別措置法 - 報告機関・報告書：財務省（令和5（2023）年）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）」 【参考：令和5（2023）年度の適用実績】 - 租特の件数（国税（法人税関係））：78件^{*6} - 適用額：約1兆7,338億円^{*7} - 適用年度期限：通常は2～3年の時限措置として設定されていることが多い

^{*1} JCTヒアリングより ^{*2} この推計は公開目的で作成されるものであり、連邦議会における審査・審議のために使用されるものでない。 ^{*3} Tax-Expenditures-FY2025：「Table 2a－Corporate」シートに記載されている2023年度の法人関連の実績をもとに集計 ^{*4} 同：85件の措置による2023年度における租税支出額（歳入の損失額）を記載 ^{*5} 円貨換算には、1ドル＝154円を使用した。日本銀行。『基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和7（2025）年2月中において適用）』、https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju2502.htm（参照 2025-02-03）。 ^{*6} 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出・令和7年2月）：1ページから引用 ^{*7} 同：4ページ「法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況」に記載の令和5年度に適用を受けた17措置の税額控除額を記載

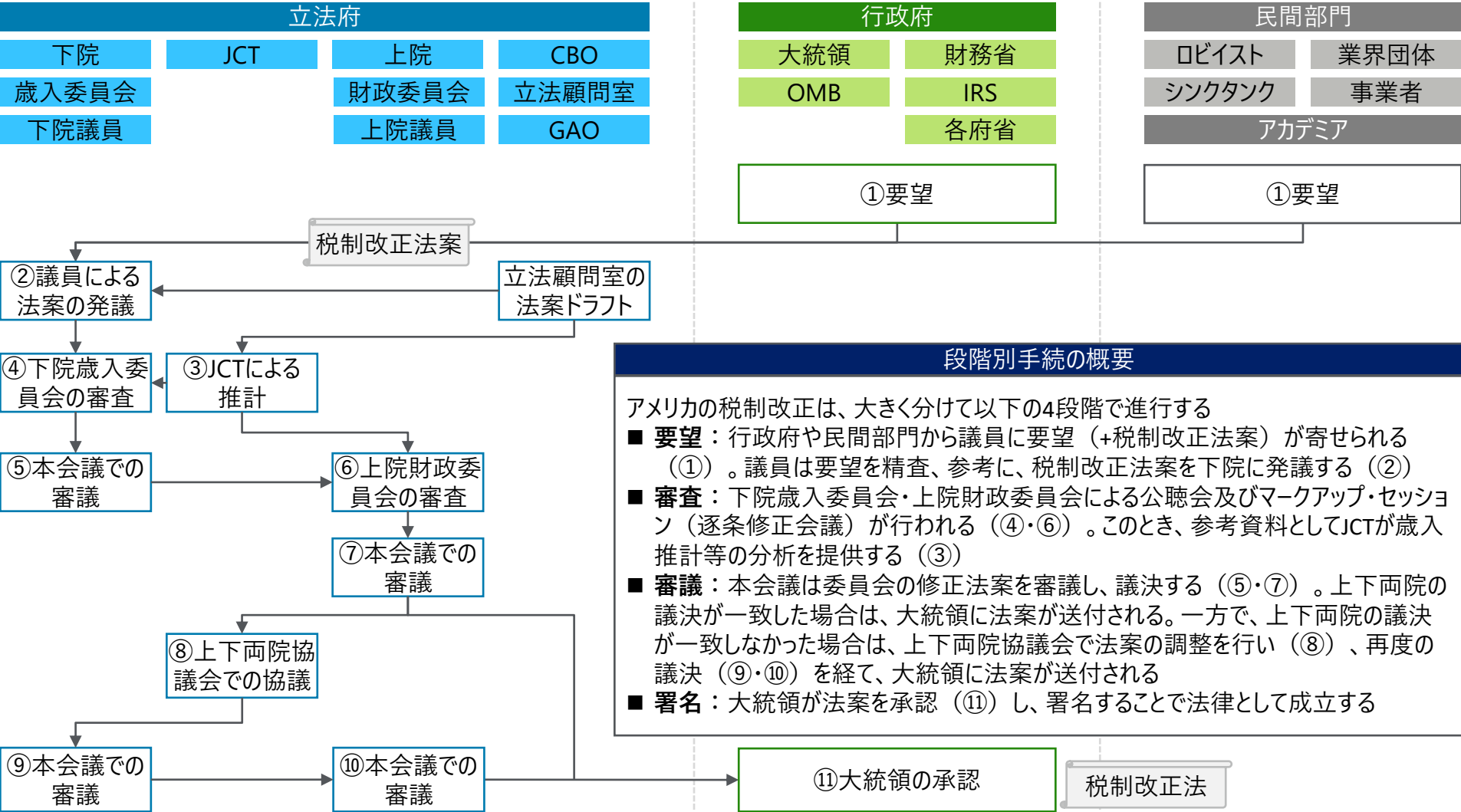
出所：関口祐司. 図説 日本の財政（令和5年度版）, 経経詳報社, 2023, 486p.、 “Tax-Expenditures-FY2025”. U.S. Department of the Treasury Office of Tax Analysis, <https://home.treasury.gov/system/files/131/Tax-Expenditures-FY2025.pdf>（参照 2025-02-04）、 “租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和7年2月国会提出）”. 財務省, https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2024/gaiyou.pdf（参照 2025-02-04）等を基にゼロイットにて作成

2-2-2. 税制改正の流れ

アメリカの税制改正法案は議会への発議後、下院歳入委員会・上院財政委員会の審査、上下両院本会議での審議等を経て、大統領の承認により税制改正法として成立する

税制改正の流れ

凡例：情報の流れ――→



税制改正は行政府の部分関与はあるが、議会主導で行われるため、事実上の意思決定の場である各委員会及び本会議に加えて、JCT等の意思決定補助機関が多数存在する

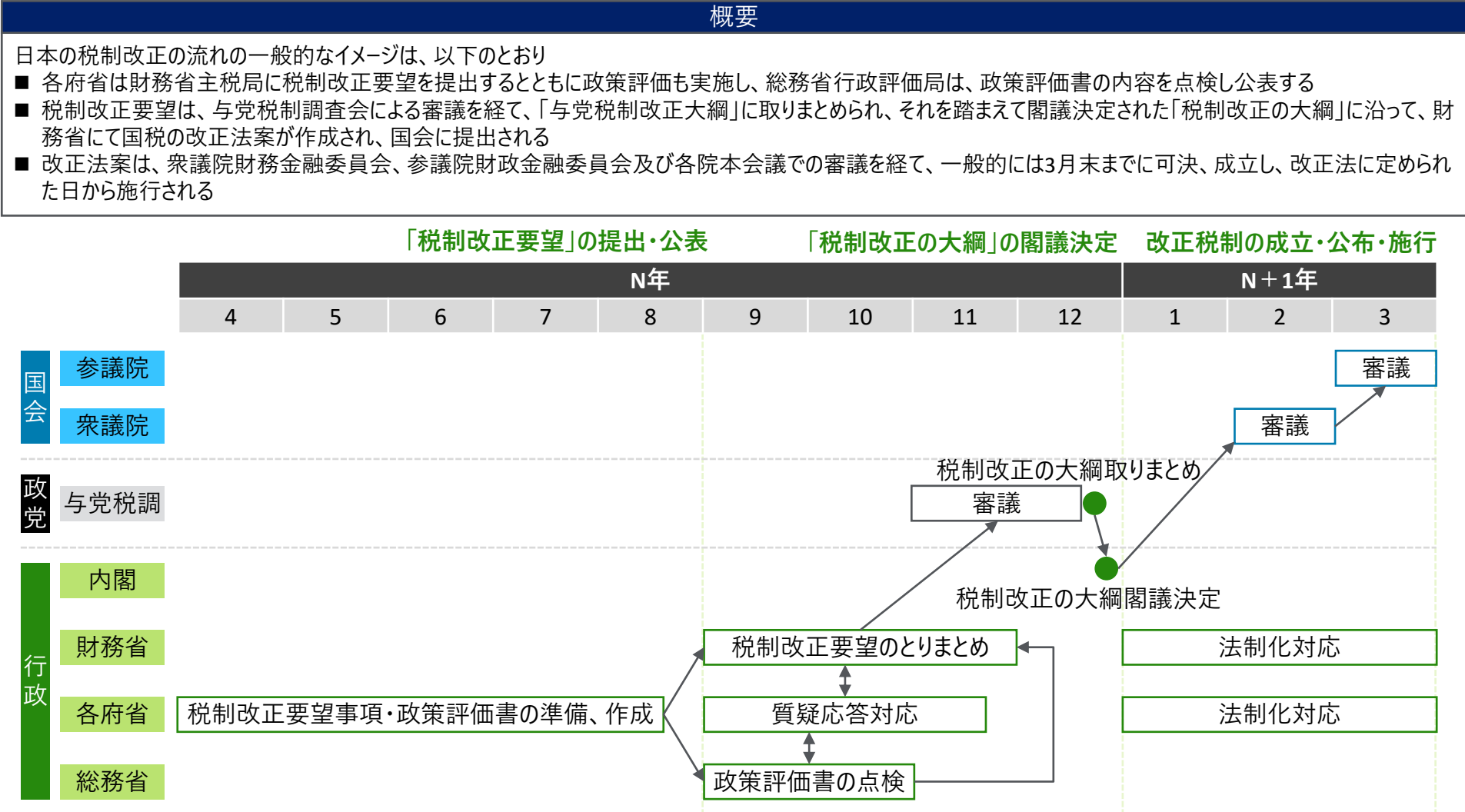
立法府及び行政府の各機関

立法府	
機関名	主な役割
- 下院議員 (Representative) - 上院議員 (Senator)	行政府やロビイスト等の要望を精査、参考の上、自身の裁量で法案を発議する
- 下院歳入委員会 (House Committee on Ways and Means) - 上院財政委員会 (Senate Committee on Finance)	- 租税を含む歳入面の議案の審査を所管する - 公聴会や逐条修正会議 (マークアップ・セッション) を通じて法案の審査を行う
- 下院 (House of Representatives) - 上院 (Senate)	- 委員会から提出された法案と委員会報告書を審議し、議決を行う - 上下両院の議決が一致しない限り、大統領の承認を求めることはできない
立法顧問室 (Office of Legislative Counsel)	- 上下両院に設置される立法補佐機関 - 議会各所における法案作成を支援する
両院合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation)	- 租税に関する分析を提供する - 下院歳入委員会・上院財政委員会から5名ずつ、計10名の議員で構成される - 事務局には弁護士や会計士等の専門家が所属し、連邦議会各所における税制改正プロセスを支援する
上下両院協議会 (Conference Committee)	- 常設委員会ではなく、上下両院の議決が一致しない場合にのみ組織される - 協議員は上下両院から10名が選出される

行政府	
機関名	主な役割
- 大統領府 (White House) - 行政予算管理局 (OMB)	- 大統領は議会が可決した法案を承認、又は拒否権を行使する - 内局であるOMBは各省からの予算要求 (租特含む) を取りまとめ、予算教書を作成する
- 財務省 (Department of the Treasury) - 租税政策局 (OTP) - 租税分析部 (OTA) - 租税法制部 (TLC) - 内国歳入庁 (IRS)	- 租税政策の立案及び執行を所管する - 内局であるOTPは、税制改正の政府法案の作成に関与する - また、外局であるIRSは、租税行政の執行を所管する

日本の税制改正は、「与党税制改正大綱」を踏まえて閣議決定された「税制改正の大綱」に沿って、国税の改正法案が作成され、国会での審議後に施行される

日本との違い：税制改正の流れ（日本） 凡例：情報の流れ→



日本との違い

日本とアメリカの税制改正の違いは、主に以下の点が挙げられる

- 日本では、与党税制調査会による審議を経て「与党税制改正大綱」が取りまとめられる。それを踏まえて閣議決定された「税制改正の大綱」に沿って、財務省にて国税の改正法案が作成され、国会に提出される。改正法案は、衆議院財務金融委員会、参議院財政金融委員会での審査及び各院本会議での審議を経て、可決、成立する
- 一方、アメリカでは、上院財政委員会・下院歳入委員会が歳入法の改正を主導し、JCTがこれを補助する。まず、発議された法案に対して、議会の審査・審議プロセスの一環として両委員会によるマークアップ（逐条修正）が行われ、本会議に提出される。上下両院本会議が同一の法案を可決し、大統領が法案を承認することで法律として成立する
- 日本では、必要性や政策効果を精査する材料として、財務省の適用実態調査の結果や、総務省による政策評価の点検結果等を活用する
- 一方、アメリカでは、意思決定材料として、JCTによる10年間の歳入推計が用いられる

The diagram illustrates the legislative process for a tax reform bill (税制改正法案) in Japan. It is divided into three main sections: the Legislative Branch (立法府), the Executive Branch (行政府), and the Private Sector (民間部門).

Legislative Branch (立法府):

- 下院 (Lower House):** JCT (Joint Committee), 歳入委員会 (Committee on Taxation), 下院議員 (Members of the Lower House).
- 上院 (Upper House):** CBO (Committee on Budget and Finance), 財政委員会 (Committee on Finance), 立法顧問室 (Legislative Council Office), 上院議員 (Members of the Upper House), GAO (General Accounting Office).

Executive Branch (行政府):

- 大統領 (President), 財務省 (Ministry of Finance), OMB (Office of Management and Budget), IRS (Internal Revenue Service), 各府省 (Other Ministries).

Private Sector (民間部門):

- ロビイスト (Lobbyists), 業界団体 (Industry Groups), シンクタンク (Think Tanks), 事業者 (Businesses), アカデミア (Academia).

Process Flow:

- ①要望 (Request):** The process begins with a request from the Executive Branch or Private Sector to the Legislative Branch.
- ②議員による法案の発議 (Introduction of a Bill by a Member of Parliament):** A bill is introduced in the Lower House.
- ③JCTによる推計 (Estimation by the Joint Committee):** The Joint Committee (JCT) provides estimates and analysis.
- ④下院歳入委員会の審査 (Review by the Committee on Taxation in the Lower House):** The bill is reviewed by the Committee on Taxation in the Lower House.
- ⑤本会議での審議 (Deliberation in the Plenary Session):** The bill is debated in the plenary session of the Lower House.
- ⑥上院財政委員会の審査 (Review by the Committee on Finance in the Upper House):** The bill is reviewed by the Committee on Finance in the Upper House.
- ⑦本会議での審議 (Deliberation in the Plenary Session):** The bill is debated in the plenary session of the Upper House.
- ⑧上下両院協議会での協議 (Deliberation in the Joint Committee):** The bill is debated in the Joint Committee.
- ⑨本会議での審議 (Deliberation in the Plenary Session):** The bill is debated in the plenary session of the Lower House.
- ⑩本会議での審議 (Deliberation in the Plenary Session):** The bill is debated in the plenary session of the Upper House.
- ⑪大統領の承認 (Approval by the President):** The bill is approved by the President and becomes law.

The diagram illustrates the timeline of the tax reform process, divided into two main periods: FY2017 (N年) and FY2018 (N+1年).

FY2017 (N年):

- April:** Submission and public release of the "Tax Reform Proposal" (「税制改正要望」の提出・公表).
- May:** Preparation and creation of the "Tax Reform Proposal Items and Policy Evaluation Book" (税制改正要望事項・政策評価書の準備・作成).
- June:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).
- July:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).
- August:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).
- September:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).
- October:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).
- November:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).
- December:** Preparation and creation of the "Policy Evaluation Book" (政策評価書の準備・作成).

FY2018 (N+1年):

- January:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- February:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- March:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- April:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- May:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- June:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- July:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- August:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- September:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- October:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- November:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).
- December:** Summary of the "Tax Reform Proposal" (税制改正要望のとりまとめ).

Key Milestones:

- January (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- February (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- March (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- April (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- May (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- June (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- July (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- August (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- September (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- October (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- November (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).
- December (FY2018):** Decision on the "Tax Reform Proposal" (税制改正の大綱閣議決定).

Final Outcome:

- January (FY2019):** Establishment, announcement, and implementation of the revised tax system (改正税制の成立・公布・施行).

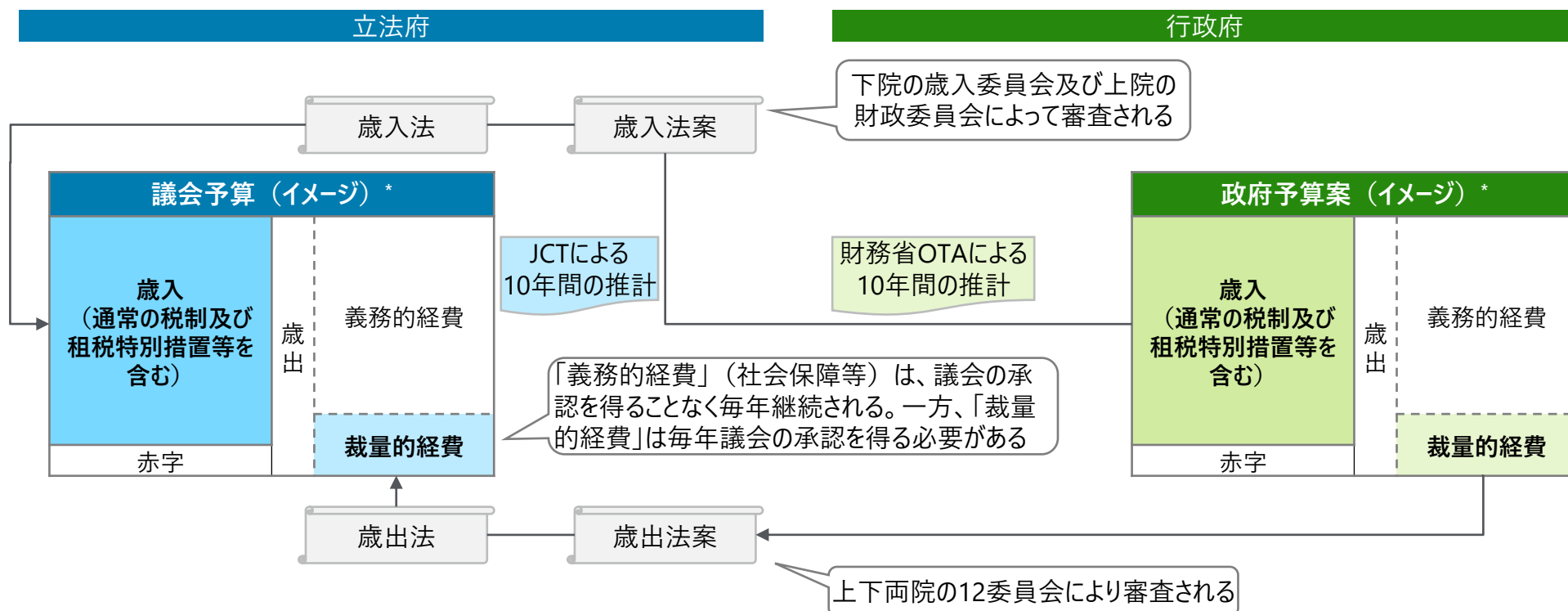
参考

連邦予算は、議員が発議した歳入・歳出法案を上下両院に置かれた各委員会が審査し、本会議での可決、大統領の承認を経て歳入・歳出法として成立する

連邦予算について

連邦議会は、各委員会による歳入法案・歳出法案の審査を通じて、翌会計年度（10月から翌年の9月まで）に向けた予算案を策定する

- 行政府は、各府省の要望に応じて政府予算案を「予算教書」として取りまとめ、連邦議会に提出する
- 歳入法案は、連邦議会の下院歳入委員会及び上院財政委員会によって審査され、歳入法となる
- 歳出法案は、連邦議会の上下両院に設けられた12の委員会により審査され、歳出法となる



* OMBが作成している「Budget of the U.S. Government」における予算の区分 (Receipts (歳入)・Outlays (歳出)・Deficit (赤字) の3項目) をもとに作成した。

3. 個別租特の効果検証事例

3-1. Opportunity Zone Programの概要

アメリカの地域投資促進政策は、貧困地域等に対する複数の経済的支援等から成る。
本調査で選定したOpportunity Zone Programは租税特別措置等による支援措置である

Opportunity Zone Programが属する政策全体のパッケージ

地域投資促進政策 政策パッケージの概要	
格差が拡大するアメリカにおいては、政府による貧困地域における経済発展や雇用創出を目的とした優遇措置が複数設定されている。また、インディアン部族を支援する優遇措置も複数存在する。各州においても、投資を優遇する租特や、融資制度等の措置が用意されている	

政策手段 及び その分類等	インセンティブ			ディスインセンティブ
	経済的		非経済的	非/経済的
	補助金	租税特別措置等	金融支援措置	その他制度
	特定地域の開発やインディアン部族を支援する補助金が存在する	貧困地域に対して、複数の租特による投資促進が行われている	直接的又は間接的な貧困地域への融資策が複数存在する	貧困地域への差別的取り扱いの禁止が存在する

各段階における個別政策事例（一部）

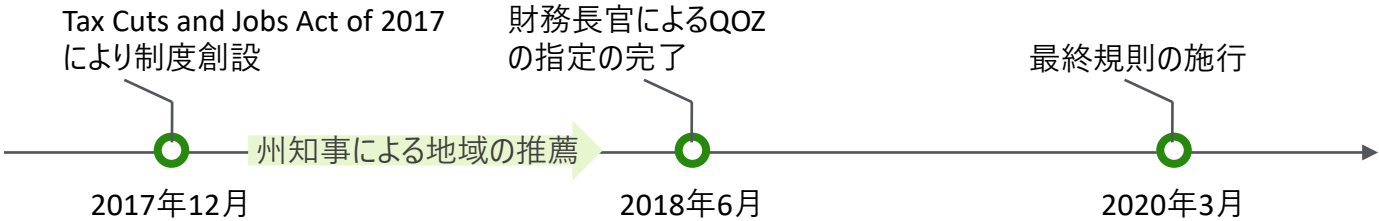
地域投資	部族エネルギー開発能力（Tribal Energy Development Capacity）助成金	選定された租特	コミュニティ開発金融機関（Community Development Financial Institutions）への資金提供	地域再投資法（Community Reinvestment Act）による金融機関への「融資差別」の規制	確認できず
		- Opportunity Zone Program - エンパワーメントゾーン雇用クレジット - 新市場税額控除プログラム			

Opportunity Zone Programは2017年に創設され、2019年までに段階的な法整備が行われてきた。2023年度の本措置の租税支出推計額は約20億ドル（約3,080億円）である

Opportunity Zone Programの概要

制度名	効果類型	効果	適用要件
Opportunity Zone Program	租特（課税の繰延べ及び免除）	① 投資家が、既存投資から利得した譲渡益を適格Opportunity Zone（Qualified Opportunity Zone。以下「QOZ」という。）に再投資する場合、譲渡益に対するキャピタルゲイン税を最長2026年まで繰り延べることができる ② 繰り延べられたキャピタルゲイン税は、5年間投資を維持した場合は10%、7年間投資を維持した場合は15%が免除される ③ 投資を10年以上維持した場合、再投資によって得られた譲渡益に対するキャピタルゲイン税が完全に免除される	■ 地域の要件 ➢ 各州の知事により低所得地域が推薦され、財務長官によりQOZの指定が行われる ✓ QOZとは、低所得地域のうち、州知事がOpportunity Zoneとして推薦し、財務長官により指定を受けた地域をいう ■ 投資家等の主な要件 ➢ 投資家は、譲渡益が発生してから180日以内に適格オポチュニティファンド（Qualified Opportunity Fund。以下「QOF」という。）への再投資を行う必要がある ➢ QOFとはQOZへの投資を目的とするファンドで、資産の90%がQualified Opportunity Zone Property（以下「QOZ資産」という。）に投資されている等の要件を満たすものである ✓ QOZ資産は2017年12月31日より後に購入により取得したものに限り、QOZ資産のうちQualified Opportunity Zone Business Property（以下「QOZ事業用資産」という。）については、従前からQOZで使用されている資産であるか、大幅に改良された資産である必要がある

Opportunity Zone Programの施行に係るタイムライン

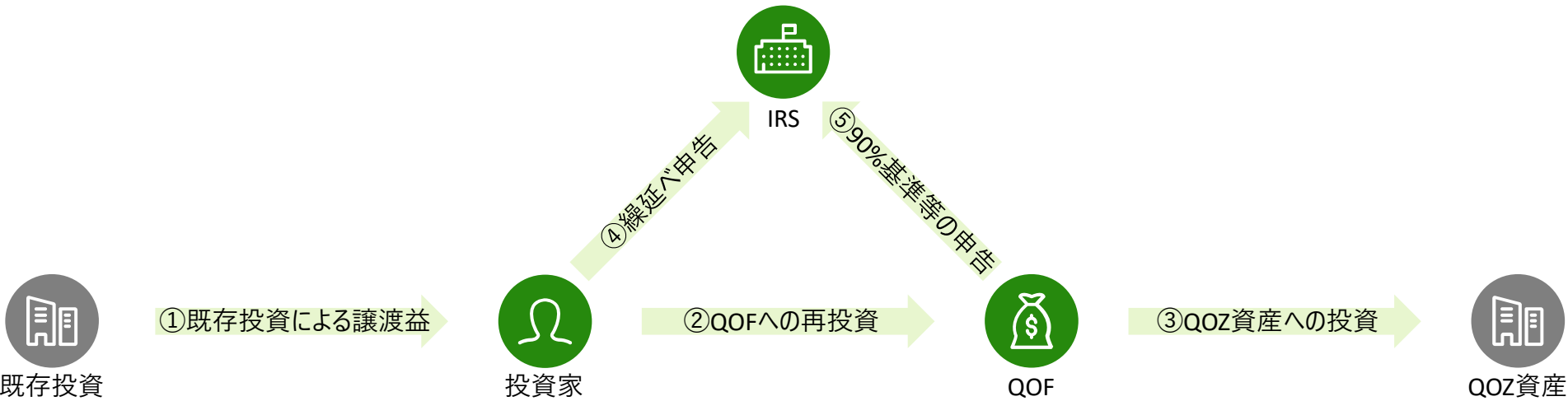


参考：円貨換算には、1ドル=154円を使用した。日本銀行。“基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和7（2025）年2月中において適用）”，
https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju2502.htm（参照 2025-02-03）。
出所：“Opportunity Zones”. IRS, <https://www.irs.gov/credits-deductions/businesses/opportunity-zones>（参照 2025-01-09）、Tax-Expenditures-FY2025. アメリカ財務省,
61 <https://home.treasury.gov/system/files/131/Tax-Expenditures-FY2025.pdf>（参照 2025-01-09）等を参考にデロイトにて作成

本措置の適用に当たっては、税務申告前に官公庁等の事前の確認を受ける必要はないが、投資家とQOFは毎年税務申告をする必要がある

Opportunity Zone Programの手続イメージ

手続	手続概要
① 既存投資による譲渡益の発生	キャピタルゲイン税の繰延べの対象となる譲渡益が発生する
② QOFへの再投資	投資家は、①の利益の実現から180日以内にQOFへの再投資を行う
③ QOZ資産への投資	QOFは、QOZ資産への投資を行う。なお、QOFは、総資産の90%以上をQOZ資産に投資しなければならない（これを「90%投資基準」という。）
④ 繰延べに関する申告	投資家は、税務申告時に課税の繰延べを選択し（Form 8949）、繰り延べられる譲渡益の金額を記載し（Form 8997）提出する
⑤ 90%投資基準等に関する申告	QOFは、「90%投資基準」を満たしていること等を毎年自己申告する（Form 8996）。基準の判定は、第2四半期の末日及び事業年度の末日の実績によって行われる



3-2. 効果検証事例

3-2-1. 新規開発における効果検証事例

本分析では、Opportunity Zone Programの新規開発（新しい住宅や商業施設の開発）へ与える即時的な効果を、主に差の差分分析によって分析している

新規開発における効果検証事例（1/7）

分析の概要

- 本分析は、国立科学財団大学院研究奨学金及びカリフォルニア大学バークレー校経済学部のサポートのもと、当時、同校博士課程に在籍していたHarrison Wheeler氏（以下「Wheeler氏」という。）によって約4年かけて実施されたアカデミアの研究である。本分析では、Opportunity Zone Programの施行によって新しい住宅及び商業施設の開発（以下「新規開発」という。）が増加したかを分析している。本分析は、全米47都市にある国勢調査区画を対象として、OZに指定された区域と適格であったが指定されなかった区域との間で、月間で新規開発が行われる確率に差があるか、差の差分分析を用いて検証している。分析の結果、Opportunity Zone Programは対象区画における新規開発の確率を約2.9%ポイント（20.5%）増加させていることが確認された。また、周辺地域への波及効果を分析したところ、3km以内の周辺地域においてポジティブな波及効果が生じていることが明らかになった

効果検証対象

- OZとして州知事から推薦されるには、貧困率が20%以上、又は世帯所得の中央値が地域全体の所得*の中央値の80%未満であることが要件となる。その後、財務長官によりOZ指定を受けることでQOZとして認定される

Wheeler氏

区画単位で平均所得を推定すると、サンプルサイズが小さいため、誤差が大きくなり、正しく推定できない可能性がある。測定方法も踏まえ、設定した基準が適切かを検討する必要がある

- 米国人口の15%以上をカバーする47の都市の中で、下記の地域を処置群・対照群として設定
 - ✓ 処置群：OZ指定を受けた地域（以下「QOZ」という。）
 - ✓ 対照群：OZの要件を満たしており、指定の候補だったが、最終的にはOZに指定されなかった地域（以下「非QOZ」という。）

*対象区画が地方の場合は州全体の世帯所得を、都市部の場合は州全体もしくは都市圏の世帯所得のうち、小さい方を地域全体の所得とする

アウトカム指標

- Opportunity Zone Programの新規開発への効果を検証
 - ✓ OZが直接影響を及ぼし、即時に効果が発現することが期待されるアウトカムとして、新規開発件数に注目
 - ✓ 新しい建物（住宅または商業施設）に対する建設許可数を新規開発件数として取得
 - ✓ ただし月別では、大半の区画では新規開発が行われておらず、新規開発が行われた区画でも大半は開発件数が1件に留まっているため、本分析では、新規開発の件数ではなく、新規開発が行われる確率について検証

Wheeler氏

短期間で発現することが期待される政策効果に着目しており、対象の期間が短かったため、その間に他の主要な政策の変更が起らず、OZの効果を切り分けて分析できた

本分析では、ウェブサイトを通じて各都市に対してそれぞれ申請を行い、区画ごとの建設許可に関するデータを取得している

新規開発における効果検証事例（2/7）

データの把握方法

- 建設許可に関するデータセットは、直接Webサイトで都市ごとのデータを検索し、公開情報と、情報公開請求で得た情報を組み合わせて作成

- ✓ 建設の種類（住宅か商業施設か）、推定建設費用、面積、解体に関する情報等を含んでいる
- ✓ 都市ごとに申請を行うため、QOZ・非QOZを含む、市内全ての区画の情報が入手できる

Wheeler氏

国勢調査では、建設許可の情報は市・町レベルでしか取得できず、区画単位の詳細データを別途取得する必要があった

- 調査区画の人口統計はセンサス局が実施するACSデータから取得
- OZ指定の候補だった区画と実際に指定を受けた区画はCDFI基金（Community Development Financial Institutions Fund。低所得地域の開発を行っている金融機関を支援する、財務省所管の基金。）の情報から特定
- IRSが公表するニュースリリースから、各QOZの認定時期（年・月）を取得

Wheeler氏

多くの機関では1週間以内に返事が得られたが、実際にデータを取得するまでには相当な時間を要する機関も存在した

対象都市と取得期間、データソースの一覧

都市名	取得期間	データソース
Albuquerque, NM	Jan 2009 - Jun 2022	http://data.cabq.gov/business/buildingpermits/
Arlington, VA	Apr 2015 - Jun 2020	https://data.arlingtonva.us/home
Atlanta, GA	Jan 2010 - Jun 2022	FreedomofInformationRequest
Aurora, CO	Jan 1998 - Jun 2022	https://hub.arcgis.com
Austin, TX	Jan 1981 - Jun 2022	https://data.austintexas.gov/
Baltimore, MD	Jan 1998 - Jun 2022	https://hub.arcgis.com
Baton Rouge (East), LA	Mar 2012 - Jun 2022	https://data.brla.gov/
Boston, MA	Dec 2009 - Jun 2022	https://data.boston.gov/
Charlotte, NC	Jan 2010 - Jun 2022	https://www.necknc.gov/
Chattanooga, TN	Dec 2008 - May 2020	https://internal.chattadata.org/Economy/All-Permit-Data/v7br-pci3
Chicago, IL	Jan 2006 - Jun 2022	https://data.cityofchicago.org/
Cincinnati, OH	Jan 2010 - Jun 2022	https://data.cincinnati-oh.gov/
Columbus, OH	Jan 2010 - Jun 2022	http://data-columbus.opendata.arcgis.com/
Dallas, TX	Jan 2000 - Jun 2022	https://dallascityhall.com/Pages/default.aspx
District of Columbia	Jan 2009 - Jun 2022	https://opendata.dc.gov/
Detroit, MI	May 2010 - Jun 2022	https://data.detroitmi.gov/
Durham, NC	Nov 2007 - Jun 2022	https://hub.arcgis.com
Fort Worth, TX	Jan 2002 - Jun 2022	https://mapit.fortworthtexas.gov/#Downloads
Greensboro, NC	Mar 1998 - Jun 2022	https://data.greensboro-nc.gov/
Henderson, NV	Jan 2016 - Jun 2022	FreedomofInformationRequest
Honolulu, HI	Jan 2005 - Jun 2022	https://data.honolulu.gov/
Houston, TX	Jan 2011 - Jun 2022	FreedomofInformationRequest
Indianapolis, IN	Jan 1997 - Nov 2020	FreedomofInformationRequest
Little Rock, AR	Jan 2016 - Jun 2022	https://data.littlerock.gov/
Los Angeles, CA	Jan 2013 - Jun 2022	https://data.lacity.org/
Mesa, AZ	Jan 2004 - Jun 2022	https://data.mesaaz.gov/
Minneapolis, MN		https://opendata.minneapolismn.gov/
Nashville, TN	Nov 2016 - Jun 2022	https://data.nashville.gov/
New Orleans, LA	Jan 2012 - Jun 2022	https://datadriven.nola.gov/home/
New York, NY	Jan 1990 - Jun 2022	https://opendata.cityofnewyork.us/
Norfolk, VA	Jul 2016 - Jun 2022	https://data.norfolk.gov/
Orlando, FL	Jul 1997 - Jun 2022	https://data.cityoforlando.net/
Philadelphia, PA	Jan 2007 - Jun 2022	https://data.phila.gov/visualizations/li-building-permits
Phoenix, AZ	Jan 1997 - Jun 2022 (no 2002)	https://apps-secure.phoenix.gov/PDO/Search/IssuedPermit
Raleigh, NC	Apr 2000 - Jun 2022	https://data-ral.opendata.arcgis.com/
Sacramento, CA	Jan 2007 - Jun 2022	https://hub.arcgis.com
San Antonio, TX	May 2003 - Mar 2020	FreedomofInformationRequest
San Francisco, CA	Dec 1981 - Jun 2022	https://data.sfgov.org/opendata/
San Jose, CA	Jan 2005 - Jun 2022	https://sjpermits.org/permits/general/reportdata.asp
Scottsdale, AZ	Oct 2016 - Jun 2022	https://eservices.scottsdaleaz.gov/bldgresources/BuildingPermit/reports#
Seattle, WA	Aug 2005 - Jun 2022	https://data.seattle.gov/
St. Louis, MO	Sep 1991 - Jun 2022	https://www.stlouis-mo.gov/
St. Paul, MN	Jan 2015 - Jun 2022	https://information.stpaul.gov/
Tacoma, WA	Jan 2015 - Jun 2022	https://wspdmapp.cityoftacoma.org/website/PDS/permits/
Tampa, FL	Jan 2010 - Jun 2022	http://www.civildata.com/dataset/tampa_permit_standard_permits_v11_11419
Tucson, AZ	Mar 1997 - Jun 2022	http://gisdata.tucsonaz.gov/datasets/permits-planning-and-development-services-open-data
Virginia Beach, VA	Jan 2016 - Jul 2020	https://data.vbgov.com/

本分析では、差の差分析にて効果を分析し、合成コントロール法等によって頑健性を確認している。また、プロペンシティスコアを用いた差の差分析によって波及効果も確認している

新規開発における効果検証事例（3/7）

分析手法

1 Opportunity Zone Programが対象地区の開発投資へ与えた効果

- 差の差分析^{*1}の実施：QOZと非QOZの新規開発について、OZ指定後に差が生じているか

- ✓ 各地域の特徴による影響を排除するための変数（制御変数）として、各区画の特徴（住宅価格や開発可能な土地の数等）や、季節トレンド、各都市の開発トレンド等を推定モデルに含めている

Wheeler氏

OZ指定前に区画ごとで投資の動きに違いが見られなかったことや、OZ指定後にすぐに投資が行われたことから、差の差分析を選択した

- 頑健性の確認：別の手法を用いても差の差分析と同様の結果が得られるか

- ✓ 合成コントロール法^{*2}：非QOZのデータを用いて、OZ指定前のQOZに類似したトレンドを持つ仮想的なQOZを作成し、OZ指定後の実際のQOZと仮想的なQOZを比較する
- ✓ 回帰不連続デザイン^{*3}：世帯所得や貧困率を基にOZの要件をどの程度満たしているか（適格性）を算出し、カットオフ値（OZの要件を満たす区画と満たさない区画の境界）付近の区画同士を比較する
- ✓ プロペンシティスコアマッチング^{*4}：世帯所得や貧困率に加え、住宅数や住宅価格等の要素を考慮し、OZ指定される確率が等しいQOZと非QOZに絞り込んで比較する

Wheeler氏

回帰不連続デザインは本来多くのデータが必要なため、今回は完全なものではない。プロペンシティスコアマッチングは、本来必要な変数以外の変数も用いて対照群を選択する必要があるため、選択した変数によって結果が変化する点が難しい。合成コントロール法は複雑なアプローチだが、対照群が見つからないときや、処置群のサンプルサイズが小さい時に有効である

2 Opportunity Zone Programによる近隣地域への波及効果

- 波及効果の確認

- ✓ 近隣にQOZがある地域とない地域には、もともと立地等による差異が生じている可能性があるため、プロペンシティスコアによって近隣にQOZが存在する確率が等しい区画のうち、実際にQOZがある地域を処置群、ない地域を対照群として選び、差の差分析を実施

^{*1}差の差分析：介入が行われたグループ（処置群）と行われなかったグループ（対照群）の両方における時間の経過による変化を比較することで、介入の効果を評価する手法

^{*2}合成コントロール法：複数の対照群のデータを統合して、処置群に似た「仮想的な処置群」を作成して実際の処置群と比較することで、介入の効果を評価する手法

^{*3}回帰不連続デザイン：処置群と対照群が特定の値（カットオフ値）を基準に分けられる場合において、カットオフ値付近の処置群と対照群を比較することで、介入の効果を評価する手法

^{*4}プロペンシティスコアマッチング：処置群と似た背景特性を持つ対照群を絞り込んだ上で処置群と対照群を比較することで、介入の効果を公平に評価する手法

差の差分析の結果、従来はQOZと非QOZの間に統計的有意な差はなかったが、OZ指定後にQOZでは新規開発の確率が増加していることが確認できた

新規開発における効果検証事例（4/7）

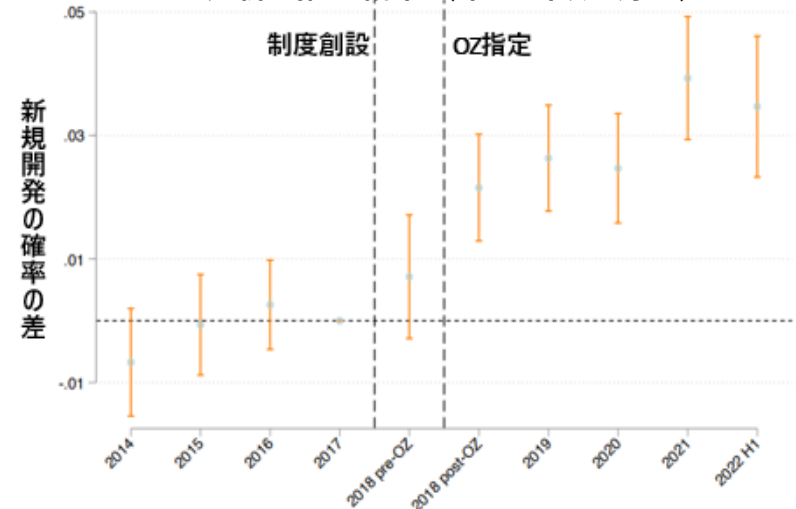
分析結果

1

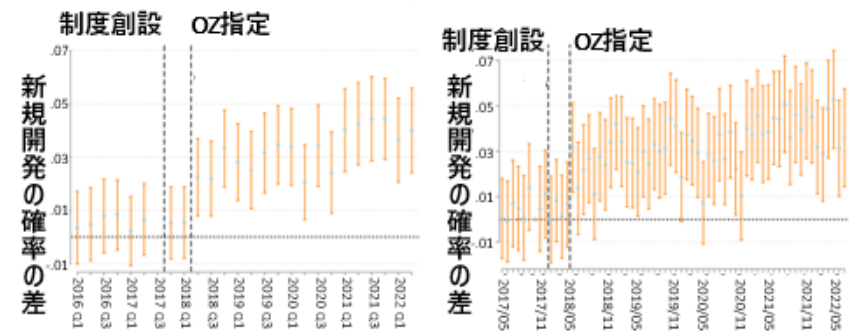
Opportunity Zone Programが対象地区の開発投資へ与えた効果

- 右図は差の差分析の推定結果を年・四半期・月別にそれぞれプロットしたもので、QOZと非QOZでの新規開発の差をグラフ化している（オレンジの縦棒は95%信頼区間*を表現している）
- OZ指定前は、95%信頼区間が横棒の破線（QOZと非QOZの新規開発の確率の差が0%ポイントであることを示す）と重なっているため、QOZと非QOZとの間には統計的有意差がないことが確認できる。そのため、OZ指定前は両地域の開発傾向が類似していたといえる
- OZ指定後は、新規開発が行われる確率は増加しており、95%信頼区間が横棒の破線と重なっていないため、統計的有意な結果といえる
 - ✓ 年別の結果を確認すると、OZ指定直後にQOZと非QOZの間で、新規開発が行われる確率の差は約2.2 %ポイントに増加し、2021年までに約3.9 %ポイントに達している
 - ✓ 四半期・月別の結果を確認しても、大半の時点において統計的有意な差が確認できる
 - ✓ また、制度創設から財務長官によるOZ指定までの期間においてもQOZと非QOZの新規開発に統計的有意差はない。これは、QOZを最終的に指定する際に、新規建設が既に行われている区画が意図的にOZに指定された可能性を排除している

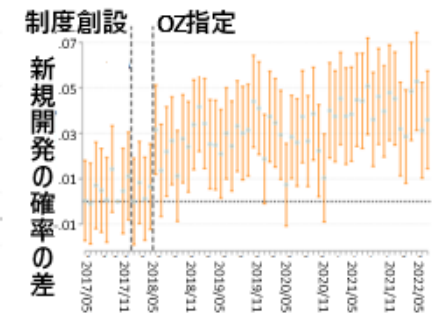
差の差分析の推定結果（年・四半期・月別）



(a) 年別の比較



(b) 四半期別の比較



(c) 月別の比較

*95%信頼区間：推定値を区間で示したもので、母集団から標本を取り出し、その標本から母平均の95%信頼区間を求めた際に100回中95回程度はその区間内に母平均が入るような区間。推定された95%信頼区間が帰無仮説で設定した数値と重なっていると有意差なし、重なっていないと有意差ありと判断できる

分析の結果、分析対象期間を通じた平均的な効果は約2.9%ポイントと推定された。また、合成コントロール法でも整合的な結果が確認され、本分析は頑健性が高いと考えられる

新規開発における効果検証事例（5/7）

分析結果

■ 下表は分析対象期間全体における平均的な効果を推定した差の差分分析の結果である。(1) は最もシンプルな分析結果、(2) ~ (4) は都市ごとのトレンドについて季節性や都市固有のトレンドをコントロールした分析結果である

■ いずれの分析結果においても、OZの効果は統計的に有意であった

- ✓ 区画の特徴や各月の固定効果に加え、都市ごとのトレンドや季節性を考慮したベースラインの分析結果 (2) では、OZ指定によって新規開発が行われる確率が約2.9%ポイント増加している

■ 下図は合成コントロール法によって推定された仮想的なQOZと実際のQOZの差である。実線がOZ指定によって想定される効果の推定値であり、影が95%信頼区間を表している

■ 分析結果を確認すると、OZ指定によって新規開発が行われる確率は増加しており、95%信頼区間が横棒の破線と重なっていないことから、統計的に有意な結果であるといえる

■ 合成コントロール法の分析結果と差の差分分析の分析結果が整合的であることから、OZ指定による効果は頑健性が高いものと考えられる

差の差分分析の推定結果（分析対象期間全体）

	(1) 新規開発	(2) 新規開発	(3) 新規開発	(4) 新規開発
OZによる効果	0.0284*** (0.00346)	0.0294*** (0.00333)	0.0296*** (0.00335)	0.0300*** (0.00329)
観測数	1,175,040	1,175,040	1,175,040	1,175,040
決定係数	0.303	0.305	0.311	0.306
従属変数の平均	.1441	.1441	.1441	.1441
区画の特徴	✓	✓	✓	✓
各月の固定効果（区画）	✓	✓	✓	✓
半弾力性*	.1972	.2045	.2055	.2083
季節の固定効果（都市）		✓		✓
都市固有のトレンド		✓		✓
各月の固定効果（都市）			✓	
区画固有のトレンド				✓

括弧内は標準偏差を表す

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

*ここでは、QOZの指定によって新規開発の確率が何%増加したか、非QOZとの相対的な変化を示している

合成コントロール法の推定結果

69 出所：Harrison Wheeler, (2022), “Locally Optimal Place-Based Policies: Evidence from Opportunity Zones”を基にデロイトにて作成

波及効果を確認した結果、3km以内の周辺区域において新規開発の確率が統計的に有意に増加しており、OZの指定が周辺区域への開発も刺激していると考えられる

新規開発における効果検証事例（6/7）

分析結果

2 Opportunity Zone Programによる近隣地域への波及効果

- 右表は周辺地域に対する波及効果の差の差分分析による推定結果である。(1)は最もシンプルな分析結果となっており、(2)～(4)は近隣地域の新規開発のトレンドを様々な関数で考慮したモデルの分析結果となっている
 - ✓ 二次、三次とより複雑な式の形にすることで、近隣地域のトレンドをより細かく反映させることができる
- いずれの分析結果においても、QOZから3km以内の周辺区域について、新規開発の確率が統計的に有意に増加している
 - ✓ QOZから0-2km離れた周辺区域では、新規開発が約1%ポイント増加するという結果を得た。また、2-3km離れた周辺区域でも新規開発が約0.9%ポイント増加しているが、3km以上では統計的に有意な結果が確認できなかった
 - ✓ 先行研究から、OZ指定によって、①QOZに投資が集中することで近隣地域への投資がむしろ減少する（以下「クラウドアウト」という。）可能性や、逆に②QOZに新たな住宅地や商業施設ができたことで、近隣地域への需要が増加し、投資も盛んになる（以下「需要の外部性」という。）可能性の両方が想定されていた
 - ✓ 今回の分析結果から、②需要の外部性が①クラウドアウトを上回り、OZの指定が周辺地域への開発も刺激していると考えられる

Wheeler氏

Opportunity Zone Programをより効果的なものにするためには、現時点において投資が進んでいないが、少し後押しすることで政策効果が得られる可能性がある区画を、OZとして指定することが重要である

波及効果の推定結果（差の差分分析）

	(1) 新規開発	(2) 新規開発	(3) 新規開発	(4) 新規開発
OZ区画からの距離（0-2km）	0.00982*** (0.00285)	0.0116*** (0.00284)	0.0125*** (0.00287)	0.0123*** (0.00287)
OZ区画からの距離（2-3km）	0.00901*** (0.00305)	0.00941*** (0.00304)	0.00926*** (0.00303)	0.00909*** (0.00303)
OZ区画からの距離（3-4km）	0.00543 (0.00349)	0.00588* (0.00350)	0.00517 (0.00350)	0.00493 (0.00350)
OZ区画からの距離（4-5km）	0.00491 (0.00357)	0.00539 (0.00360)	0.00396 (0.00361)	0.00377 (0.00361)
OZ区画からの距離（5-6km）	0.000241 (0.00357)	0.000672 (0.00356)	-0.00177 (0.00358)	-0.00218 (0.00357)
OZ区画からの距離（6-7km）	0.00142 (0.00359)	0.00241 (0.00358)	-0.000550 (0.00358)	-0.000825 (0.00357)
観測数	1,174,782	1,174,782	1,174,782	1,174,782
決定係数	0.306	0.309	0.310	0.311
従属変数の平均	.1441	.1441	.1441	.1441
区画の特徴	✓	✓	✓	✓
各年の固定効果（区画）	✓	✓	✓	✓
各月の固定効果（区画）	✓	✓	✓	✓
季節の固定効果（都市）	✓	✓	✓	✓
都市固有のトレンド	✓	✓	✓	✓
近隣地域のトレンド	なし	一次式	二次式	三次式

括弧内は標準偏差を表す
 *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

政策の施行からの時間や、政策が及ぼす影響範囲等を踏まえて分析設計を行うことが肝要である。また、分析結果を裏付けるためには複数手法による頑健性の担保が望ましい

新規開発における効果検証事例（7/7）

本事例から考えられる示唆

- **政策施行からの時間を考慮したアウトカム指標の設定**：本分析では、施行してから数年以内の政策に対する分析を行っているため、即時的に効果があると考えられる投資の反応に着目している。このように、創設・改正から時間が経っていない政策の効果を検証する場合は、その期間内で効果があると考えられるアウトカム指標を設定し検証することが望ましい。また、短期的な効果を検証する場合は、詳細かつ調査周期が短くデータ取得の頻度が高いデータが求められる
- **頑健性の担保**：本分析では、主に差の差分析を用いてOZの効果を推定しているが、合成コントロール法等の複数の手法を用いて、推定結果の頑健性を検証している。そのため、効果検証の際には最適と思われる一つの分析手法のみに留まらず、分析により得られた推定結果の確からしさを別の分析手法を用いて検証することが重要である

Wheeler氏

地域政策には適した分析手法が複数存在するため、まずは包括的にデータを取得し、分析手法を検討することを勧める

- **波及効果の考慮**：本分析では、QOZだけでなく近隣地域についてもクラウドアウト及び需要の外部性の検証を行っている。このように、直接的な受益者だけでなくその周辺にも影響を及ぼすと考えられる政策については、受益者に対する直接的な効果に留まらず、波及効果も検証することが望ましい

3-2-2. 不動産投資における効果検証事例

本分析では、Opportunity Zone Programの商業投資や事業活動及び消費支出、集合住宅へ与える政策効果を、主に回帰不連続デザインによって分析している

商業投資における効果検証事例（1/7）

分析の概要

- 本分析は、イスラエル科学財団及びアーノルド財団のサポートのもと、2019年から2022年にかけて、Kevin Corinth氏とNaomi Feldman氏（なお、ヒアリングはNaomi Feldman氏のみに対して実施した。以下、同氏を「Feldman氏」という。）が主体となり実施されたアカデミアの研究である。本分析では、回帰不連続デザインを用いて、Opportunity Zone Programが商業投資に与える影響を分析している。本分析は、貧困率20%以上又は世帯所得が州の所得の80%未満という基準を用いてOZ指定地域とOZ非指定地域における投資額や投資件数を比較した。結果として、商業投資に対する統計的に有意な効果は観察されず、例外として集合住宅投資のみ2018年と2022年の増加が確認された

効果検証対象

- OZとして州知事から推薦されるには、貧困率が20%以上、又は世帯所得の中央値が地域全体の所得の中央値の80%未満であることが要件となる。その後、財務長官によりOZ指定を受けることでQOZとして認定される
- 処置群の設定：
 - ✓ 貧困率20%をわずかに上回る地域
 - ✓ 世帯所得の中央値が地域全体の所得の中央値の80%をわずかに下回る地域
- 対照群の設定：
 - ✓ 貧困率20%をわずかに下回る地域
 - ✓ 世帯所得の中央値が地域全体の所得の中央値の80%をわずかに上回る地域

Feldman氏

OZ指定の要件に沿って自然な流れで処置群と対照群を設定した

アウトカム指標

- Opportunity Zone Programの商業投資への効果を検証
 - ✓ 低所得地域における経済発展及び雇用創出を目的とした政策の即時効果として期待される商業投資に着目
- Opportunity Zone Programのその他経済活動への効果を検証
 - ✓ 投資取引のみを観察するのではなく、事業活動や消費支出においても政策効果が発現したかを確認するためにいくつかの事業活動に関する指標について確認
- Opportunity Zone Programの集合住宅投資への効果を検証
 - ✓ 上記二つ以外の指標として、集合住宅投資も指標に選定

Feldman氏

住宅価格や雇用等の数値を指標とすることも考えられたが、これらは政策の下流の指標であり、政策の即時的な効果を測定するには投資が最も適した指標であると考えた

公開されている国勢調査のデータや調査会社の商業投資データ及びMasterCardの取引データを使用して分析を実施した

商業投資における効果検証事例（2/7）

データの把握方法

■ この分析では、主に、以下記載の三つのデータが使用された

①ACSデータ

- ✓ センサス局によって実施される世帯調査であるACSは、年間200万世帯を対象としているためサンプルサイズが大きく、また複数年の調査データを組み合わせることが可能である
- ✓ センサス局が公表している5年ごとの貧困率と世帯所得の中央値からデータを把握し、OZの適格性を判断した

②Real Capital Analytics（以下「RCA」という。）データ

- ✓ RCAが提供している商業投資データベースを利用し、2010年から2022年までの取引レベルでの投資データを購入した
- ✓ 対象は基本的に取引額が250万ドル以上のすべての商業投資（一部、250万ドル未満の取引も含まれる）であり、米国における全商業投資の約95%をカバーしている
- ✓ 投資データの内、84%が投資目的の取引であり、12%が再開発又はリノベーション目的の投資、残りが自己利用目的の投資である

③MasterCardデータ

- ✓ 事業活動の指標として、MasterCardのデータセットを使用した。18種の指標を含み、一部はMasterCard独自のクレジットカード取引データ、残りはデータプロバイダーから取得してMasterCardにより公開されたデータ又は一般に公開されているデータである

Feldman氏

前提として、Opportunity Zone Programの効果検証のための理想的なデータセットは既存のデータでは作成できないと考える。制約としては、政府がそもそもデータ収集を視野に入れた政策立案を実施していないことが挙げられる。今回、データが高価かつ不完全な可能性もあるが、民間企業が提供するデータを利用して分析したことは、経済の動向を把握する上で役立つものであったと考える

本分析では、OZ指定のバイアスを克服するために、回帰不連続デザインを使用し、OZ指定地域と非指定地域における政策効果の差異を分析した

商業投資における効果検証事例（3/7）

分析手法

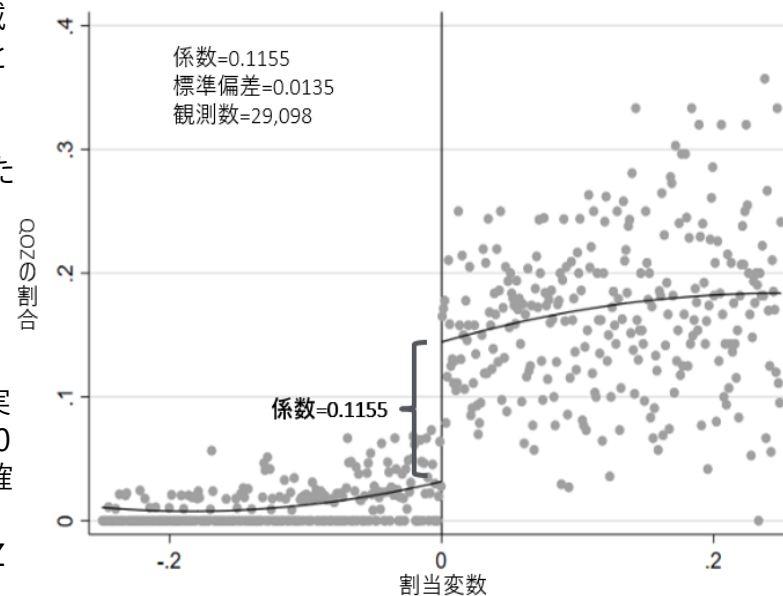
■ 回帰不連続デザイン

- ✓ OZ指定の要件である「貧困率20%以上」又は「世帯所得の中央値が地域全体の所得の中央値の80%未満」を、かろうじて満たす地域（処置群）とわずかに満たさない地域（対照群）を比較した
- ✓ OZ指定の際には、州によって、都市部と郊外のバランスや住民の意見等の様々な要素が考慮され、OZの指定は完全にランダムではないと考えられるため、カットオフ値周辺のみに着目する回帰不連続デザインを採用した
- ✓ 分析に当たり、「貧困率20%以上」又は「世帯所得の中央値が地域全体の所得の中央値の80%未満」という二つの要件を組み合わせ、OZ指定の要件をどの程度満たしているかという単一の指標（割当変数）を算出することにより各区画を評価した（適用要件を満たすほど割当変数大きい）
- ✓ 右上図は、算出された割当変数に対し、割当変数の値が同じ区画のうち実際にOZとして指定されたQOZの割合をプロットしたものであるが、割当変数0（=OZ指定の要件を満たす基準）前後でQOZの割合に約11.55%の明確なジャンプがあり、割当変数0がカットオフ値となっていることがわかる
- ✓ 割当変数が0未満（=OZ指定の要件を満たさない）にもかかわらず、QOZの割合が0ではない地域が存在する理由として、適格区画と隣接しており、OZ指定の要件は満たさないものの世帯所得の中央値が十分低いと認められた区画や、財務省の調整によってOZとして適格とみなされた区画が含まれているためである

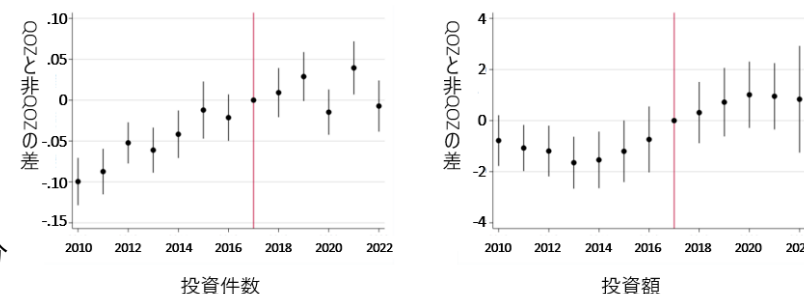
■ 差の差分析を使用できない理由

- ✓ 右下図は2017年を基準とし、QOZと非QOZとの年間の投資件数及び投資額について、差分を示したものである。差の差分析を使用するためには、OZ指定前の2010年～2017年でQOZと非QOZの差分が一定である必要があるが（平行トレンドの仮定）、図では縦軸0（=2017年と差分が同じ）から信頼区間が外れている年が複数年観測されており、年によって差分に変動が生じているため、差の差分析は使用できないと判断している

割当変数ごとのQOZの割合



商業投資件数・投資額のトレンド



回帰不連続デザインによる分析の結果、QOZと非QOZとの間に統計的有意な差は観察されなかった

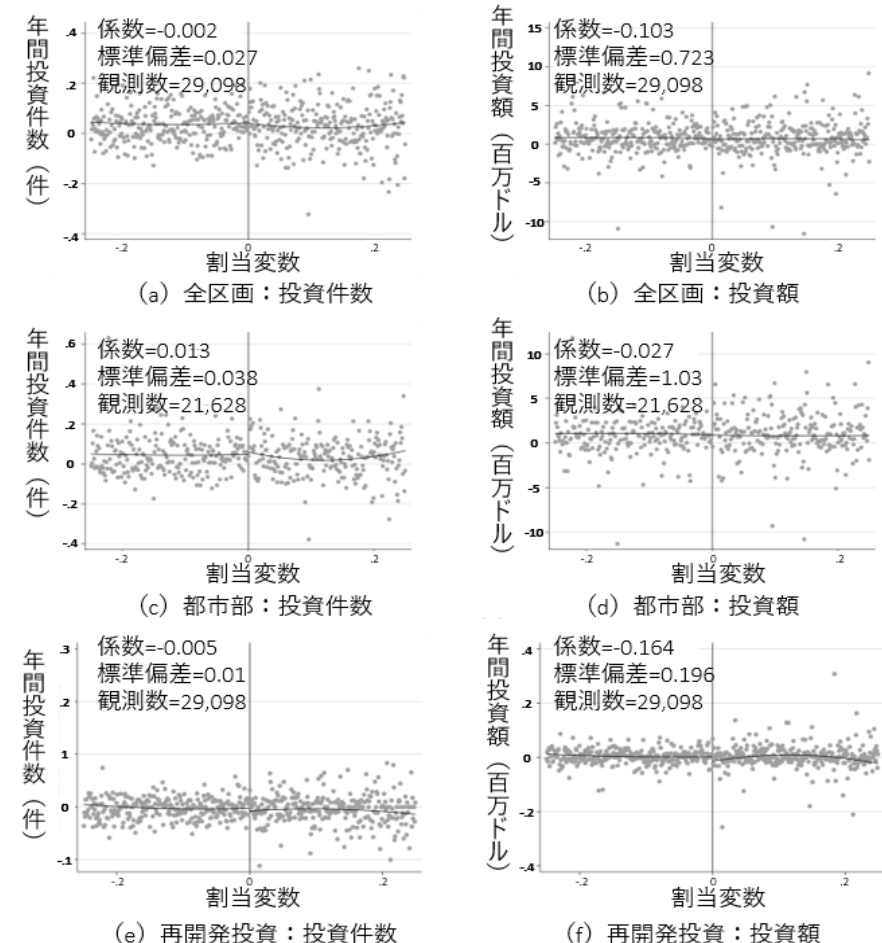
商業投資における効果検証事例（4/7）

分析結果

1 Opportunity Zone Programが商業投資へ与えた効果

- 右図は回帰不連続デザインを用いて商業投資への効果を分析した結果である。事前期間（2014年1月1日～2017年12月31日）から事後期間（2019年1月1日～2022年12月31日）の投資件数及び投資額の変化（事前期間の年間平均投資件数及び投資額と事後期間の年間平均投資件数及び投資額の差分）についてQOZと非QOZを比較する分析を実施している
- (a) 及び (b) では、全区画を対象に回帰不連続デザインを実施している
 - ✓ 非QOZと比較して、QOZの投資件数は0.002件少なく、投資額は10.3万ドル低いが、どちらも統計的に有意な結果ではなかった
- (c) 及び (d) では、国勢調査区画の約75%を占める都市部に限定した分析を実施している
 - ✓ 非QOZと比較して、QOZの投資件数が0.013件多く、投資額が2.7万ドル少ないが、統計的に有意な結果ではない
- (e) 及び (f) では、政策介入前の投資のうち約12%を占める再開発目的の投資に限定した分析を実施している
 - ✓ 非QOZと比較して、QOZの投資件数が0.005件少なく、投資額が16.4万ドル高いが、統計的に有意な結果ではない
- (a) ～ (f) を踏まえて、Opportunity Zone Programの介入前後での投資件数・投資額の変化について、QOZと非QOZの間で統計的有意な差は見られず、したがってQOZへの商業投資はOpportunity Zone Programによって増加したとはいえない

回帰不連続デザインの分析結果（投資件数及び投資額の変化）



商業投資だけでなく、事業活動や消費支出においても、統計的に有意な差は観察されなかった

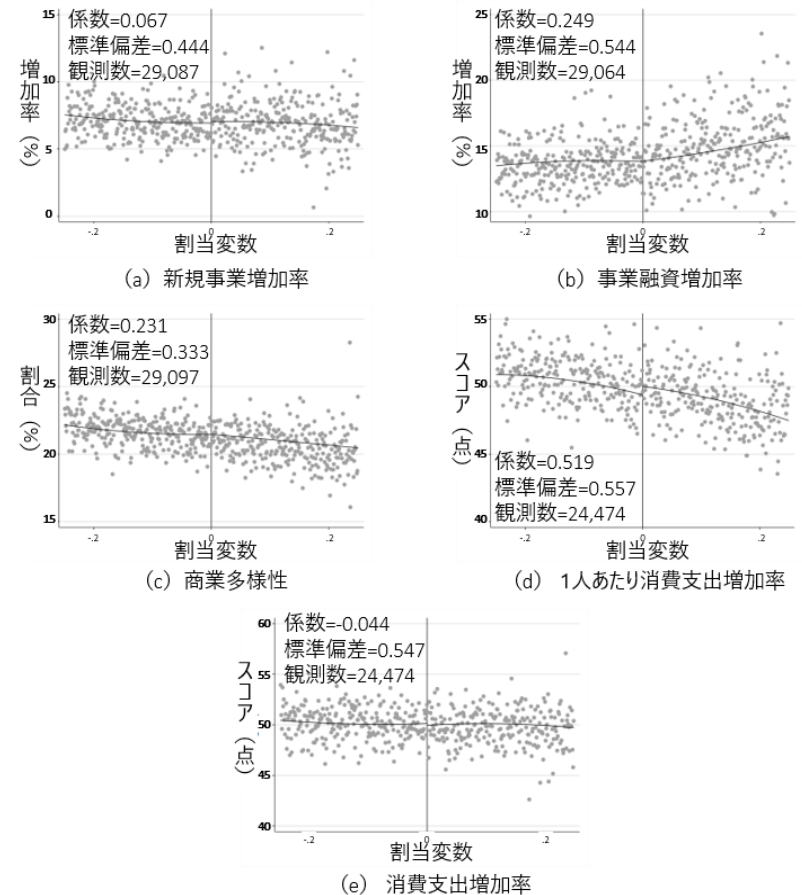
商業投資における効果検証事例（5/7）

分析結果

2 Opportunity Zone Programがその他経済活動へ与えた効果

- 商業投資以外の経済活動に関連した指標についても回帰不連続デザインを用いて分析を実施した。特に、小規模な投資や、投資を伴わない事業活動・消費支出の活性化等への効果を確認するため、事業活動の集計データと消費支出データに着目した
- 分析に当たり、下記五つの指標をMasterCardデータから取得して分析を実施した
 - (a) 新規事業増加率：新規事業の増加率
✓ 0.067%ポイント増加（統計的に有意性なし）
 - (b) 事業融資増加率：中小企業向け融資の増加率
✓ 0.25%ポイント増加（統計的に有意性なし）
 - (c) 商業多様性：主要産業が占める割合
✓ 0.23%ポイント増加（統計的に有意性なし）
 - (d) 一人当たり消費支出増加率：その地域で行われている取引量を基にスコア付けをした居住者一人当たりの消費支出の増加率
✓ 0.52%ポイント増加（統計的に有意性なし）
 - (e) 消費支出増加率：その地域で行われている取引量を基にスコア付けをした消費総支出の増加率
✓ 0.04%ポイント減少（統計的に有意性なし）
- 以上のように、どの指標においてもカットオフ値の前後で明確な変化は観察されず、統計的に有意な結果も確認できなかった

回帰不連続デザインの分析結果（その他事業活動）



集合住宅への投資については、一部の期間において統計的に有意な結果が得られた

商業投資における効果検証事例（6/7）

分析結果

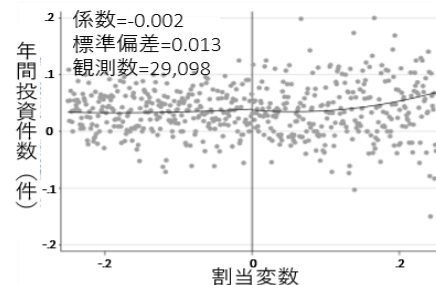
③ Opportunity Zone Programが集合住宅投資へ与えた効果

- Opportunity Zone Programでは商業投資以外にも、住宅用不動産も適格な投資先に該当しているため、集合住宅投資についても回帰不連続デザインを用いて分析を実施した
- 右図（a）及び（b）は、事前期間（2014年1月1日～2017年12月31日）から事後期間（2019年1月1日～2022年12月31日）の投資件数及び投資額の変化を分析したものである
 - ✓ 非QOZと比較して、QOZの投資件数は0.002件少なく、投資額は17.5万ドル高いが、どちらも統計的に有意ではない
- （c）及び（d）は、2017年を基準年（=縦軸0）として、2010年～2022年の各年と2017年の差についてQOZと非QOZの差を推定したものである
 - ✓ 先行研究によると、Opportunity Zone ProgramはOZ指定直後の住宅価格へ影響を及ぼす可能性が示されている
 - ✓ 2018年については、投資件数・投資額のどちらも統計的に有意な結果が得られており、2017年と比較してQOZと非QOZの差が投資件数については0.05件、投資額は170万ドル拡大している
 - ✓ また、2022年についても投資額のみ統計的に有意な結果が得られており、2017年と比較してQOZと非QOZの差が140万ドル拡大している

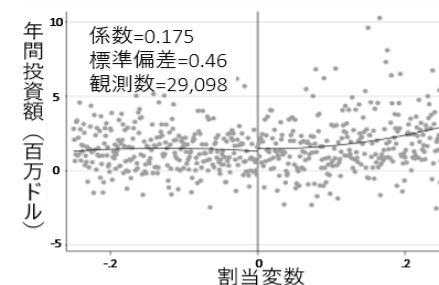
Feldman氏

Opportunity Zone Programにおいては、政策の目的を達成するために貧困地域への投資を促進したいと考える投資家と、ただ利益を追求したいと考える投資家の2通りがあると想定している。そのため、政策立案の際は、利己的な意思による投資を制限することと、投資への政策適用範囲に制約を設ける等の対処が重要ではないか。例えば、投資効果の薄い投資先や、補助金がなくても経済成長が見込めるエリアへの投資を避けるべきと考えられる

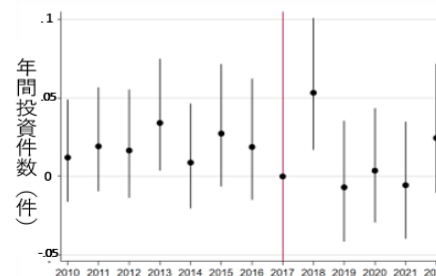
回帰不連続デザインの分析結果（集合住宅投資）



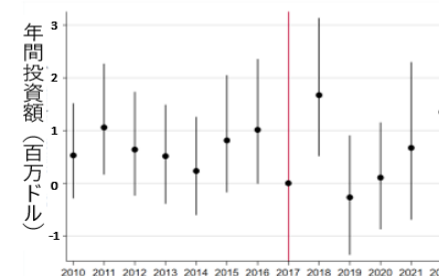
(a) 事前期間から事後期間の投資件数の変化



(b) 事前期間から事後期間の投資額の変化



(c) 年ごとの推定結果：投資件数



(d) 年ごとの推定結果：投資額

効果検証における多種多様な課題に対処するには、政策設計・計画の段階から効果検証を見据えた工夫や検討を行うことが重要である

商業投資における効果検証事例（7/7）

本事例から考えられる示唆

- **即時的な効果を重視した指標設定**：政策の施行から短期間での研究を実施する場合、政策効果の下流の指標に注目するのではなく、即時的な効果の発現が期待される指標（本分析では投資）に着目し設定することで、有効な分析結果を得られる可能性が高まる

Feldman氏

住宅価格や雇用等の数値を指標とすることもできたが、これらは政策の効果発現に時間がかかる指標であり、即時的な効果を測定するには投資が最も適した指標と考えた。補足として、新規不動産開発を指標とする場合、検証期間として5年から10年間は視野に入れる必要があったことに加えて、当時データとして利用するための十分な新規不動産開発自体が確認できず、指標の設定にはデータの可用性という観点にも着目していた

- **データ収集を視野に入れた政策立案**：現状、既存データだけで効果検証を行うには限界があり、政策立案の段階で、どれだけ効果検証とためのデータ収集を前提とした政策設計・計画ができるかが重要となる

Feldman氏

前提として、Opportunity Zone Programの効果検証のための理想的なデータセットは既存のデータでは作成できないと考えている。最初の制約としては、政府がそもそもデータ収集を視野に入れ政策立案を実施していないことが考えられる

- **オルタナティブデータの活用**：一般的に民間企業が提供するオルタナティブデータは、研究者用に作成されていない場合が多いことに加え、利用費用が比較的高額であり、データセットとして不完全であるリスクもあるが、分析に必要な情報を代替できる可能性が高いため使用を検討すべきである

Feldman氏

データが高価かつ不完全な可能性もあるが、民間企業が提供するデータを利用して分析したことは、経済の動向を把握する上で役立つものであったと考える

3-2-3. 雇用における効果検証事例

本分析では、Opportunity Zone Programの雇用へ与える効果を、主に差の差分分析によって分析している

雇用における効果検証事例（1/7）

分析の概要

- 本分析は、ニューヨーク大学のNYUAD Center for Interacting Urban Networks (CITIES)、スイス再保険会社のQuantumCities™イニシアチブ、MITのメディア・ラボのサポートのもと、ニューヨーク大学のRobert Seamans教授（以下「Seamans氏」という。）を筆頭とした研究チームにより、2019年後半から2020年の終わりまでの1年強の期間かけて実施されたアカデミアの研究である。本分析では、Opportunity Zone Programの施行によって雇用（求人数）が増加したかを分析している。本分析は、低所得地域への投資促進を目的とした税制優遇を提供する政策であるOpportunity Zone Programが地域の求人数に与える影響を評価している。分析は、2015年から2020年までのオンライン求人データを使用し、差の差分分析に加えて、プロペンシティスコアマッチングを採用している。分析の結果、全体としてのOZ指定による求人数の増加は確認されなかったが、都市部や人口の多い地域では一定のプラスの影響が確認された。また、州による違いがあり、一部の州においては求人数の増加が確認された

効果検証対象

- OZとして州知事から推薦されるには、貧困率が20%以上、又は世帯所得の中央値が地域全体の所得*の中央値の80%未満であることが要件となる。その後、財務長官によりOZ指定を受けることでQOZとして認定される
- コロンビア特別区（ワシントンDC）以外のアメリカ本土の全ての州の中で、下記の地域を処置群・対照群として設定
 - ✓ 処置群：OZ指定を受けた地域（QOZ）を含む郵便番号区画
 - ✓ 対照群：OZの要件を満たしているが、OZに指定されなかった地域（非QOZ）を含む郵便番号区画

Seamans氏

OZ指定の基準であった国勢調査区画と、郵便番号区画が、異なる範囲であることを考慮する必要があった

アウトカム指標

- Opportunity Zone Programの雇用への効果を求人数により検証
 - ✓ 求人の増加は企業の人材需要の増加を示唆する点を考慮して、企業雇用創出の先行指標として採用
 - ✓ また、求人数は雇用創出数より即時に詳細も含めて入手可能であり、観測の頻度がより高いデータであった
 - ✓ 月間の求人数を、入手可能であった郵便番号区画（ZIP Code。以下「郵便番号区画」という。）単位で設定

効果検証
対象の区画を
郵便番号区画へ

Seamans氏

理想的なアウトカム指標である雇用創出数の場合、データとして詳細なレベルで取得するためには時間が必要であった。そのため、雇用創出の先行指標として求人数をアウトカム指標に設定した。求人数は数か月後といった近い未来の雇用創出の指標となると考えた

本分析では、オンライン求人情報を求人数のデータとして使用している。また効果検証対象とアウトカム指標の区画の違いを比較可能にするための調整を実施している

雇用における効果検証事例（2/7）

データの把握方法

- 求人数に関するデータセットは、民間のBurning Glass Technologies（以下「BG」という。）から、2015年から2020年までの求人データを収集し、求人数を月単位で追跡した
 - ✓ BGの求人数のデータは、ほぼ全てのオンラインにおける求人情報を網羅した最も広い範囲をカバーしたオルタナティブデータである
 - ✓ このデータは、公的な統計調査であるQuarterly Census of Employment and Wages*¹や、ZIP Codes Business Patterns*²等の他の労働に関する調査、企業調査から得られた雇用率のデータとの間でも相関関係があることが確認されている

Seamans氏

BGのデータは公的統計のように無料で入手することはできず、データを購入しなければならなかった点は課題であったと言える。また、都市レベルと比べてサンプルサイズが小さく、かつ誤差も大きくなる懸念がある郵便番号区画レベルのデータ（地理的な範囲が狭いデータ）しか取得できなかったことや、それを踏まえた場合に研究内で分析のために整備したデータの詳細や妥当性の説明に努める必要があったことも課題であった

Seamans氏

取得手続に長い時間を要する点から、政策による効果を即時に確認したい場合は、政府データは適さないと考える。オルタナティブデータの活用は有効だが、注意しなければならないこともある。そのデータで何ができて何ができないのかを明確にすることと、データがどのように取得されたかによるバイアスが存在していないかを確認することが大切である

- 入手可能なオンライン求人情報は郵便番号区画のみであったため、処置群として実際にOZ指定を受けた国勢調査区画を含む郵便番号区画、対照群としてOZの貧困率の要件を満たしているが、OZに指定されなかった国勢調査区画を含む郵便番号区画が設定された
 - ✓ アメリカ連邦政府住宅都市開発省のHUD USPS ZIP Code Crosswalk Files*³データを使い、国勢調査区画から郵便番号区画へ変換を行った
- 郵便番号区画の人口統計（貧困率、面積比率、人口比率等）をACSデータから取得して、プロペンシティスコアマッチングに使用した

*¹雇用と賃金に関する四半期国勢調査

*²郵便番号区画単位の企業調査

*³郵便番号区画が、州、郡、Metropolitan Statistical Area – MSA（アメリカ合衆国大都市統計地域）、国税調査区画等のレベルにおいてどの地域、区画に該当するのかを示すもの

郵便番号区画レベルでのプロペンシティスコアマッチングを元に設定した処置群と対照群において差の差分分析を実施した

雇用における効果検証事例（3/7）

分析手法

1 Opportunity Zone Programが調査対象地区の求人数の増加へ与えた効果の分析

■ プロペンシティスコアマッチングの実施

- ✓ 【概要】：経済・政治的な要因等のバイアスを軽減するために、処置群と対照群の観察可能な特徴を可能な限り均一にする処理を実施
- ✓ 【プロペンシティスコアの推定】：まず、ACSデータ及び国勢調査区画における代表者の政党に基づき、各国勢調査区画レベルでのプロペンシティスコアを推定。その後、推定された各国勢調査区画のプロペンシティスコアを用いて郵便番号区画でのプロペンシティスコアを推定。このプロペンシティスコアに求人数データ、郵便番号区画レベルの人口統計貧困率、面積比率、人口比率等を加味し、最終的なプロペンシティスコアを各州ごとに推定
- ✓ 【マッチング】：プロペンシティスコアが類似している処置群と対照群をマッチング

Seamans氏

州ごとにOZ指定が行われているため、プロペンシティスコアマッチングも州ごとに実施した

■ 差の差分分析の実施

- ✓ 【概要】：時間経過による一般的なトレンドの影響を取り除き、処置群と対照群の間で観察される変化を比較するために使用
- ✓ 【処置前後の比較】：Opportunity Zone Program導入前（2015年～2017年）の求人数の違いを基準とし、Opportunity Zone Program導入後（2019年～2020年初頭）の求人数の変化を比較
- ✓ 【推定】：処置群と対照群それぞれの処置前後の求人数の変化を計算し、それらの差分（差の差）を推定

■ 追加分析

- ✓ 【対象地域となっている人口等の特徴による効果の違いの分析】：地域の人口密度や人種構成別の政策効果も分析
- ✓ 【州別の分析】：州別の求人数の変化も比較

2 定性分析の定量分析との併用

- 本分析では州知事がOZ推薦をした際のバイアス（他の投資計画に関する情報をOZ推薦の際に持っていたか否か等）が存在する可能性を確認するために、定性分析を行った
 - ✓ 州知事のOZの推薦に関わった州政府職員へのヒアリング
 - ✓ 選定プロセスの期間等に関するルールの分析

Seamans氏

分析手法の選定理由として、OZに指定された地域とそうでない地域が類似していたことから、プロペンシティスコアマッチングが適切と考えた。また、OZ指定に一定のランダム性があったため、差の差分分析と組み合わせるべきと考えた。なお、別の分析手法についても検討したが、例えば回帰不連続デザインは適切な不連続が存在しないと考えられたため使用しなかった

プロペンシティスコア推定の際には人口とその増加率、貧困率、世帯収入の中央値の増加率、人種、学歴、都市部か否か等の人口統計を用いた

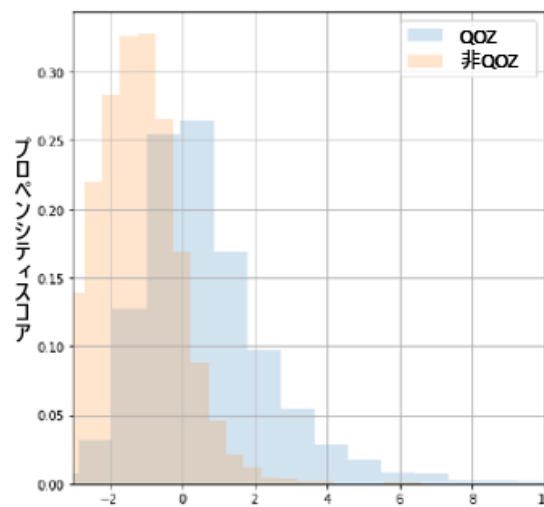
雇用における効果検証事例（4/7）

分析結果

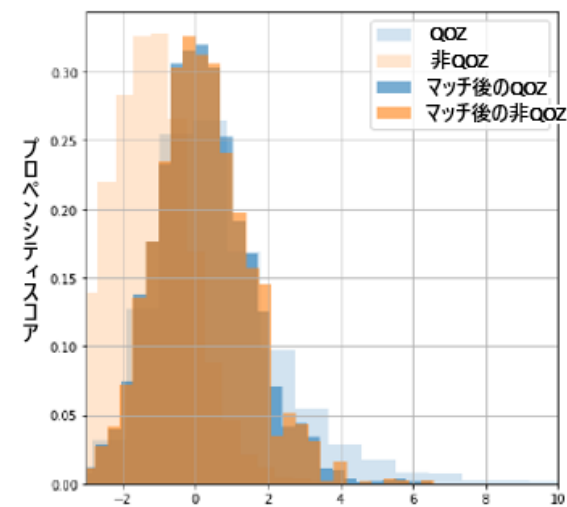
1 Opportunity Zone Programが調査対象地区の求人数増加へ与えた効果の分析

■ プロペンシティスコアマッチングの実施

- ✓ 左のグラフはOZに指定された国勢調査区画を含む郵便番号区画と、要件は満たしているがOZに指定されなかった国勢調査区画を含む郵便番号区画の推定されたプロペンシティスコアを示しており、重複する部分はあるものの、分布に大きな違いがあることが確認できる
- ✓ 一方で、右のグラフはマッチング後のプロペンシティスコアであり、処置群と対照群の分布は概ね重なっていることから、マッチングによってプロペンシティスコアが類似している処置群・対照群が設定できていることが示されている
- ✓ プロペンシティスコアの推定の際には、人口とその増加率、貧困率、世帯所得の中央値の増加率、人種（アフリカ系アメリカ人の人口）、学歴（高卒以上と大卒以上の割合）、都市部か否か、等の人口統計が考慮に入れている



左：マッチング前のプロペンシティスコア



右：マッチング後のプロペンシティスコア

分析の結果、全体としてOpportunity Zone Programによる求人数の増加は確認できなかった

雇用における効果検証事例（5/7）

分析結果						
■ 差の差分分析の実施（月間求人数） ✓ モデル（1）は、全体の結果を示している。モデル（2）では州レベルでの影響を分析しており、モデル（3）では大きい州に特化した分析を行っている ✓ 処置群と対照群を比較した結果、全体的な効果としては統計的に有意な差は確認できなかった ✓ また、時間の経過とともに発現する施策の効果を観察するためのモデルについても、全体を観察したモデル（4）の結果において統計的に有意な差を確認できなかった。Opportunity Zone Programによる影響が大きい業種（建設業と不動産業）の分布を考慮したモデル（5）や実際にOZ関連の投資が存在したQOZのみを処置群としたモデル（6）でも結果は同様であった	新規の求人数					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	2019年以降のOZの効果	0.0358 (0.0327)	0.0358 (0.0490)	0.0389 (0.0327)		
	2019年Q1のOZの効果			0.0102 (0.0336)	0.0129 (0.0485)	-0.0426 (0.0963)
	2019年Q2のOZの効果			0.0454 (0.0350)	0.0605 (0.0521)	-0.0185 (0.118)
	2019年Q3のOZの効果			0.00742 (0.0360)	0.00506 (0.0563)	-0.217 (0.144)
	2019年Q4のOZの効果			0.0601 (0.0341)	0.0426 (0.0485)	-0.123 (0.173)
	2020年Q1のOZの効果			0.0496 (0.0340)	0.0348 (0.0490)	-0.153 (0.148)
	各年-各月の固定効果	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	郵便番号区画の固定効果	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
標準誤差の単位						
Zipcode						
州						
Zipcode						
Zipcode						
大きい州						
All						
建設業、不動産業						
実際のOZ関連の投資						
観測数						
572016						
572016						
556410						
572016						
414069						
6834						
AIC *						
9908209.7						
9908199.7						
9661440.7						
9905200.6						
1073791.0						
142913.6						
括弧内は標準偏差を表す						
* p < 0.05, ** p < 0.01, *** p < 0.001						
* モデルの当てはまり度を表す統計量。値が小さいほど当てはまりがよい。 (ただし、当てはまりの良さを判断する絶対的な基準値はない)						

一部の州やアフリカ系アメリカ人とヒスパニック人口比率の高い地域、都市部では統計的に有意な結果が確認できた。また定性分析においてバイアスの可能性も排除した

雇用における効果検証事例（6/7）

分析結果

- 追加分析（対象人口・地域の特徴や州別の分析）
- ✓ 都市部での効果
モデル（1）では地方、モデル（2）では都市部を分析した。都市部では、OZ指定による約13%の求人数の増加が統計的な有意性をもって確認された。そのため、都市部での経済活動に関しては、プラスの効果を持つことが示唆されている
 - ✓ 人種別の効果
モデル（3）とモデル（4）ではアフリカ系アメリカ人口に着目してOpportunity Zone Programの影響を観察しており、アフリカ系アメリカ人の人口が中央値を超える地域を観察したモデル（4）では、OZ指定による約13%の求人数の増加が統計的な有意性をもって確認された。モデル（5）、（6）では、ヒスパニック人口に着目してOpportunity Zone Programの影響を観察しており、ヒスパニック人口が中央値を超える地域を観察したモデル（6）では、OZ指定による約8.2%の求人数の増加が統計的な有意性をもって（モデル（2）やモデル（4）と比較すると弱いものの）確認された。
 - ✓ 州別の効果
一部の州（ネバダ州、ルイジアナ州、ノースカロライナ州等）では統計的な有意性をもって、Opportunity Zone Programが求人数の増加に寄与した一方で、減少の傾向が確認された州もあった

- 2 定性分析の定量分析との併用
- ✓ 本分析では州知事がOZ推薦をした際にバイアスが存在する可能性の低さを確認した

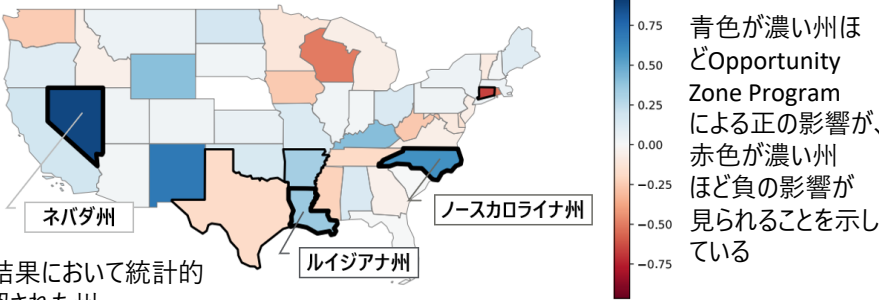
新規の求人数						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
2019年以降のozの効果	0.0265 (0.0332)	0.130*** (0.0333)	0.0277 (0.0465)	0.130*** (0.0361)	0.0984 (0.0574)	0.0821* (0.0384)
各年-各月の固定効果	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
郵便番号区画の固定効果	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
標準誤差の単位	Zipcode	Zipcode	Zipcode	Zipcode	Zipcode	Zipcode
使用したデータ	地方	都市部	アフリカ系アメリカ人 (低)	アフリカ系アメリカ人 (高)	ヒスパニック (低)	ヒスパニック (高)
観測数	374136	164118	284682	239598	274635	249645
AIC*	3499270.7	4928450.1	3773617.5	4676833.9	3454707.3	4970786.1

括弧内は標準偏差を表す

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

*モデルの当てはまり度を表す統計量。値が小さいほど当てはまりがよい。
(ただし、当てはまりの良さを判断する絶対的な基準値はない)

州ごとのOZプログラムの効果



太枠：分析結果において統計的に有意性が確認された州

Seamans氏

関係者へのヒアリングは、最終的には実施することができたものの、調整を要することが多かった

政策施行の時間経過を踏まえてアウトカム指標を設定することが肝要である。また短期間の効果を検証する際におけるオルタナティブデータの活用や、定性分析の併用も有効である

雇用における効果検証事例（7/7）

今回の文献調査から考えられる示唆

- **政策施行の時間の経過を考慮したアウトカム指標の設定**：本分析では、施行されてから短期間の政策効果に関する分析を行っているため、雇用の増加よりも即時的に発現すると考えられる求人数を目的変数に設定している。このように、創設・改正から時間が経っていない政策の効果を検証する場合は、その期間内に効果があると考えられるアウトカム指標を設定して検証することが望ましい

Seamans氏

雇用創出の先行指標として、求人数は、数か月後といった近い未来の雇用創出の指標となると考えアウトカム指標に設定した。

- **オルタナティブデータの活用**：民間のオルタナティブデータは短期間で入手できる可能性があり、かつ、調査周期が短くデータ入手の頻度が高いデータであれば、短期的な効果を検証する場合や公的統計の入手が難しい場合に有効であるため、活用を検討することが重要である

Seamans氏

センサス局と共働したことがあるが、政府データは保護されており誰でもアクセスできるわけではない。データアクセスのためには、調査プロジェクトの提案書の提出や学術的な査読、センサス局による内部審査を通過し、さらにFBIによる身辺調査等を受けて特別宣誓資格（Special Sworn Status）を取得する必要がある。これらを経てデータの使用が可能になった後も、データにアクセスするにはセンサス局のサーチデータセンターに行かなければならず、これは相当に手間を要する。そのため、これらの手続に長い時間を要する観点からも、政策の効果を即時的に確認したい場合は、政府データの活用は適さないと考える。

- **定性分析の併用**：効果検証において定量データを入手、分析ができない場合等に関係者へのヒアリング、文献調査と文脈分析等の定性分析を行うことは有効な場合があるため、適切な組み合わせが検討されるべきである。また、ヒアリング実施の調整コストを見込んで進めることが必要である

4. 本調査で得られた示唆

エビデンス整備を推進するために、各府省によるエビデンス意識の向上、不足している専門知見の明確化と補填による制度・体制の構築が重要である

①効果検証制度・体制の構築（1/2）

		調査から得られた事実	事実から考えられる示唆
制度・体制	独立した機関による業績評価と情報集約	GAOは独立した機関として、多岐にわたる評価を実施しており、これらは議会の要請に応じて実施され、議員の意思決定の重要な情報源となっている。政府全体を俯瞰するGAOは行政機関に対しても評価等を実施するため、それらの評価結果自体が政府情報を集約する機能を果たしている。また、CBOやJCTも政治的な介入を受けない独立した機関として、重要な情報源となる評価・分析等を議員に提供している	独立した機関による政策評価は、主観的な意思決定ではなく、よりエビデンスに基づく意思決定を促進する可能性が高く、結果的に政府機関の情報を集約し、各政府機関の業務改善の大切な情報源となり得る点で、エビデンス整備や評価体制構築のための包括的な取組の有益な手段として認識される
体制	専門人材確保に向けた工夫	日本では、人材のポテンシャルに焦点を当てた採用が一般的である一方、アメリカでは各々の専門性や経験に応じて就職や再就職を繰り返すジョブ型雇用が一般的となっているが、学生向けに整備されたプログラムの一つであるPathways Programsに代表されるように、専門人材の採用に関する様々な取組・工夫が実施されている。また、採用の際は、専門性が重要視されるが複合的なスキルを有した人材を確保できるようにも努めている	学生向けのインターンシップ制度の機会を拡充することで、専門性及びポテンシャルの高い学生を政府人材として確保することが有効と考えられる。加えて、複合的なスキルを有した人材を確保することも有益な手段として認識されるほか、採用を促進するために、現状の効果検証体制に必要な専門人材のスキルを明確化することが望まれる
制度	行政府の施策における効果検証の計画とその義務付け		
体制	包括的な推進体制の強化		

前提として、大統領制のアメリカと議院内閣制の日本では政治システムが異なる。特に意思決定の場において、アメリカでは三権分立が厳格であることに対して、日本では内閣と国会の協調性が求められる。そのため、アメリカにおける状況をそのまま日本に应用できるわけではない点に留意されたい

エビデンス整備を推進するために、各府省によるエビデンス意識の向上、不足している専門知見の明確化と補填による制度・体制の構築が重要である

①効果検証制度・体制の構築（2/2）

		調査から得られた事実	事実から考えられる示唆
制度・体制	独立した機関による業績評価と情報集約		
体制	専門人材確保に向けた工夫		
制度	行政府の施策における効果検証の計画とその義務付け	オバマ政権下のアメリカにおいては階層付き補助金が導入されたが、これは関係者の能力開発や維持、効果検証に係る知識・エビデンスの蓄積に寄与したと考えられる。このような取組は、政策やプログラムの設計時において、評価を視野に入れるというインセンティブが働いた点が効果的であった	階層付き補助金は、より強いエビデンス整備のためのインセンティブを創出する取組であった。各府省がエビデンスの重要性を理解し、一定程度のオーナーシップを持ってエビデンス整備を進めてもらうことが重要であり、エビデンス整備のインセンティブを創出することに加えて、一定程度の自由度の中で政策やプログラムを設計・実施できることが望ましい
体制	包括的な推進体制の強化	OMBによる府省横断的な調整、各府省における主席評価担当官と主席評価官室の設置、戦略計画とエビデンス整備計画（ラーニングアジェンダ）の策定等、主にエビデンス整備のための行政機関に対する要件が規定された	日本においても、平成30年度に各府省に政策立案総括審議官を設置したことや、年に数回EBPM推進委員会を開催する等、EBPM推進体制が整いつつある。現時点では専門人材が多くないため、改善できる手段が限られているが、政府全体のエビデンス整備を牽引する取組を更に進めることが有益な手段として認識される

前提として、大統領制のアメリカと議院内閣制の日本では政治システムが異なる。特に意思決定の場において、アメリカでは三権分立が厳格であることに対して、日本では内閣と国会の協調性が求められる。そのため、アメリカにおける状況をそのまま日本に応用できるわけではない点に留意されたい

データ環境を改善するためには、包括的なデータ環境の整備と機密データへのアクセス改善、加えて新技術を用いた試験的な課題解決の取組が重要である

②データ環境の改善（1/2）

	調査から得られた事実	事実から考えられる示唆
包括的なデータ環境の改善	Evidence Act 2018に沿って、行政府ではデータ担当官、統計官や、府省横断の情報交換・議論等を目的とした会議体であるCDO等が設置された。また、OMB OIRAは行政府における統計業務を所管しており、統計機関におけるデータ共有に関する規則やプライバシー保護及び機密性に関する規則等を検討する中、連邦統計システムの機能改善や連携、整備、データ品質・機密性の確保、データアクセスの提供等の使命を掲げているICSPも運営している	エビデンス整備の初期段階においては、統計データ等に関する役職の配置や会議体の設置が、重要な役割を果たす可能性が高い。実際、アメリカで各府省に配置されているデータ担当官や統計官は、統計データ等を監督するだけではなく、会議体において府省間のナレッジ共有を実施するため、相互的なエビデンス整備の強化に繋がる可能性が高まると考えられる
統計データへの合理的なアクセス基盤の構築	連邦政府全体としては、SAPが、政策立案者や研究者等が公的統計の機密データへアクセスするための共通的な申請プロセスとなっている。SAPポータルでは、データカタログを提供しており、統計機関が保有する機密データを検索することができる。 センサス局では、機密データに関して、FSRDCを通したデータアクセス権の提供や、PPMFにおける統計的手法による処理を実施した機密データの公開を実施している	アメリカにおいても、公的統計の機密データへのアクセスには、様々な手続や審査が必要となる点で、課題が残っていることは事実であるが、政府全体の機密データへの手続共通化等は、申請プロセスの透明性の向上や、分かりやすいデータアクセス方法の実現可能性が高まり、また各統計機関による機密データ公開の制度は、有益な手段として認識される
税務の機密データへのアクセス権の提供		
新しい技術を用いたデータ課題への取組		

データ環境を改善するためには、包括的なデータ環境の整備と機密データへのアクセス改善、加えて新技術を用いた試験的な課題解決の取組が重要である

②データ環境の改善（2/2）

	調査から得られた事実	事実から考えられる示唆
包括的なデータ環境の改善		
統計データへの合理的なアクセス基盤の構築		
税務の機密データへのアクセス権の提供	アメリカでは、IRC 6103（内国歳入法）で政府機関における税務の機密データに関する開示範囲が規定されている。一定の利用目的であれば税務の機密データにアクセスすることが可能な機関もあり、これらのデータは政策立案・改善のために利用されることがある。また、IRS SOIのJSRPでは、税務に係る業務に関して調査・研究の実施を希望する研究者を対象に、税務の機密データへのアクセス権を提供している	税務の機密データは個人情報保護の問題からアクセスが難しいため、それを活用した租特の効果検証を実施し、政策立案・改善に活用することは困難と考えられている。しかし、法的なアクセス権の規定や、特別なプログラムの運営は、個人情報等を保護した状態での効果検証を実施し、政策立案・改善に活用することが可能と示唆される
新しい技術を用いたデータ課題への取組	税務の機密データに関して、個人を識別する情報を必要としないのか個人を識別できる情報を必要としているのかに応じて、データの機密性が異なる。前者は、プライバシー保護を徹底しつつ、低コストでデータを作成・提供することを目的としたクエリシステムの試験運用が実施されている。後者は、プライバシー保護のための合成マイクロデータの開発と、その合成データを実データと検証して有効性を検証する取組が計画されている	税務の機密データについては、その機密性に応じてデータアクセスの課題及びアプローチが異なるが、機密を保護することが可能な新しい技術を用いた試験的な取組を実施していくことが重要となる。特に、機密性に応じてアプローチを分けていることはプライバシー保護の徹底にもつながるだけでなく、データアクセス課題のそれぞれの特徴に焦点を当てた効果的なアプローチにもなり得る

効果検証の前段階から、徹底したリサーチデザイン・分析手法の選定を実施し、各種分析課題には定性分析等の様々な手法を用いた課題克服の努力が望ましい

③効果検証の実施（1/2）

	調査から得られた事実	事実から考えられる示唆
定量分析の技法	政策やプログラムの本来の目的に基づく指標をアウトカム指標にすることも考えられるが、政策効果が直接発現する指標ではない、又は政策の効果発現に時間がかかる指標であるといったことから、即時的な政策効果を測定できる別の指標をアウトカム指標として設定している	政策効果は、何をアウトカム指標として設定するかにより、効果が発現するまでの期間が異なるため、効果検証実施前に、リサーチの目的とタイムラインを考慮し、アウトカム指標を選定することが重要である
	同じOpportunity Zone Programの効果検証であっても、設定したアウトカム指標に応じて、ある評価実施者は差の差分析、別の評価実施者は回帰不連続デザイン等、異なる分析手法が選択されており、必ずしも一つの分析手法だけが適切とは限らない	既存のモデルケースや先行事例等の枠組みにとらわれず、様々な分析手法の利用可能性について徹底的に考慮したリサーチデザインを実施することが重要である。また、データの可用性も考慮し、適切な分析手法を検討することが望ましく、オルタナティブデータの使用検討も適切な分析手法の幅を広げる新しい取組として期待される
分析の質の担保	各分析手法は一定の仮定の上で成り立つものであるため、仮定を満たさない状態で分析を行うと、本来は有意でない効果が有意に出てしまう等、妥当な分析結果を得られない可能性がある	複数の手法を用いて、どの手法でも同じような分析結果が取得できるか、頑健性チェックを実施することが重要である
波及効果の観察		
定性分析の併用		
効果検証を前提とした政策立案		

効果検証の前段階から、徹底したリサーチデザイン・分析手法の選定を実施し、各種分析課題には定性分析等の様々な手法を用いた課題克服の努力が望ましい

③効果検証の実施（2/2）

	調査から得られた事実	事実から考えられる示唆
定量分析の技法		
分析の質の担保		
波及効果の観察	Opportunity Zone Programのような地域ベースの政策は、直接的な受益者だけでなくその周辺にも影響を及ぼす可能性がある	効果検証を実施する場合は、受益者に対する直接的な効果に留まらず、その波及効果も検証することが望ましい
定性分析の併用	類似の効果をもつ政策が存在する場合は、固定効果等の手法により、外的要因を制御する必要がある。しかし、作為的な要因が絡む場合は、これらの定量的な分析手法によって外的要因を制御することはできない	定量データでは把握できない要素が存在する場合は、そのプロセスに関する調査や意思決定者等へのヒアリング等の定性分析手法を組み合わせることも有効である。一方で、ヒアリング調査にかかるコストも見込んだ上で、分析を進めることも重要である
効果検証を前提とした政策立案	今回調査を実施したOpportunity Zone Programは、前提として、既存のデータだけで効果検証を実施することが難しい可能性があった	政策立案の段階から、効果検証を見据え、データ収集を含めた政策設計をすることが重要であり、より妥当な効果検証結果を得る可能性が高まると考えられる

エビデンスを政策立案・改善に活用するには、積極的な政府内外の効果検証結果の取り込みやエビデンス文化の醸成が重要である

④効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫

効果検証体制・
データ環境の整備

▶ データ環境・効果検証体制の整備

EBPMの推進のためには、「①効果検証制度・体制の構築」、「②データ環境の整備」及び「③効果検証の実施」で得た示唆に基づき、妥当な結果を得るための効果検証結果を実施する必要がある

効果検証結果の
活用・
エビデンス文化の
醸成

▶ 検証結果の意思決定への反映

議会の意思決定においては、独立した機関であるCBOの推計分析やGAOの評価等が重要な情報源となり、特に租特の文脈においては、JCTが実施する税務に関する分析が重要な意思決定材料となる。JCTでは、議会の要請に基づき、基本的な経済理論に基づき分析を実施するが、シンクタンク等の政府外組織が実施した効果検証結果や学術的文献としての効果検証結果を参考にすることもある。そのため、結果的に、政府外の機関を出所とする研究が多様な意見として意思決定の場に取り込まれることがある。JCTやCBOのように独立した機関が存在しない日本においては、第三者の推計結果や外部研究者の研究結果等を意思決定に反映させることは現状では難しいが、外部の研究者による効果検証結果等を政策立案・改善の場で活用することも、EBPM推進の有益な手段として認識される

▶ エビデンス文化の醸成

OMBでは上級幹部を対象に、エビデンスに基づく意思決定のための学習文化の醸成や知識・スキルの提供を実施している。他にも、エビデンス整備の進捗やナレッジの共有を目的とした府省間をまたぐイベント等を通じて、エビデンス整備・エビデンス文化の促進を図っている。また、OMBが運営するウェブサイト「Evaluation.gov」においてはエビデンス整備に関する情報が集約されているだけでなく、政府職員がエビデンス・評価に関して学ぶためのツールキットが提供されている。政府全体でのエビデンス整備をより促進するには、横断的な取組も重要であるが、幹部職員も含めた職員に向けて、効果検証に関するナレッジやスキルを学ぶ・身につける場を広げることも重要である

▶ EBPMの実現

EBPMを実現するためには、効果検証体制・データ環境の整備に加え、効果検証を政策立案・改善過程に取り入れるための取組を拡大し、エビデンス文化を醸成することが重要である。このような段階的な取組を着実に実施することで、より有効なEBPMの実現につなげることが期待される

EBPMの実現

EBPMの実現のために、効果検証制度・体制、データ環境、効果検証の実施手法及び政策形成への反映の四つの観点によるエビデンス整備を促進することが重要である

調査結果を踏まえた我が国への示唆



①効果検証制度・体制の構築

- 独立した機関による政策評価は、各府省が効果検証を行う上で有益な手段となり得る
- 現状の体制に必要な専門人材のスキルを明確化することや、専門人材の採用による効果検証体制の構築が望まれる
- 日本でも取組が進みつつあるが、各府省に対するエビデンス整備のインセンティブ創出と、法的な要件のもと、エビデンス整備を牽引する部署や役職を配置することが有益である



④効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫

- 「①効果検証制度・体制の構築」「②データ環境の改善」「③効果検証の実施」を徹底することが重要である
- 外部の研究者による効果検証結果等を政策立案・改善の場で活用することも有益である
- 幹部職員を対象とした取組や各府省向けのツールを拡大する等、エビデンス文化を醸成することが重要である



②データ環境の改善

- 府省をまたいだデータ環境整備のためのナレッジ共有や、情報交換・議論等を目的とした会議体の設置が有効である可能性が高い
- データ利用者のためのアクセス共通化や簡素化等により、申請プロセスの透明性の向上や、分かりやすいデータアクセス方法の実現可能性が高まる
- プライバシー保護の徹底のもと、新しい技術に基づく取組を推進することも重要である



③効果検証の実施

- 先行事例等にとらわれない手法の選択や、効果検証前の段階における徹底したリサーチデザインが重要である
- 複数の手法で結果を確認する頑健性チェックによる分析の質の担保が重要である
- 定量データでは把握できない要素が存在する場合は、定性分析を用いてそれらの課題を克服することが有効である
- その際は、調査のためのコストを考慮することも重要である
- 効果検証を前提として政策を立案することが望ましい

